

平成21年塩尻市議会3月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成21年3月10日(火) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

審査事項

議案第9号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第11号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第13号 市道路線の廃止及び認定について

議案第14号 平成21年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費(4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務諸経費を除く)、11款災害復旧費

議案第21号 平成21年度塩尻市簡易水道事業特別会計予算

議案第24号 平成21年度塩尻市水道事業会計予算

議案第25号 平成21年度塩尻市下水道事業会計予算

議案第26号 平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計予算

議案第27号 平成21年度塩尻市駐車場事業会計予算

議案第28号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費中合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費、11款災害復旧費

議案第32号 平成20年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第34号 平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第35号 平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)

議会12月第2号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

出席委員

委員長	五味 東條 君	副委員長	小野 光明 君
委員	牧野 直樹 君	委員	永井 泰仁 君
委員	森川 雄三 君	委員	中村 努 君
委員	太田 茂実 君	委員	白木 俊嗣 君
議長	中野 長勲 君	副議長	塩原 政治 君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

議事調査係長 木下 博治 君

午前9時58分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。ただ今より平成21年3月の経済建設委員会を開催いたします。委員は全員出席しております。

理事者あいさつ

委員長 審議に入る前に理事者からあいさつがありましたらお願いいたします。

副市長 おはようございます。御苦労さまでございます。経済建設委員会を開催いただきましてありがとうございます。本委員会には、条例案件3件、事件案件1件、予算案件10件等を御審議いただくわけでございます。予算案件の中では平成21年度の予算関係があるわけでございまして、平成21年度の方角づけとなる大切なものでございますので、委員の皆さま方からよろしくまた御審議を賜りたいと思います。なかなか厳しい経済情勢であるようなこと、それから、予算編成の考え方等につきましては、総括説明、あるいは一般質問等を通して御答弁申し上げてありますので、その辺を加味しながら、また、よろしくお願ひしたいと思います。補正予算の関係では、国からいろいろな経済対策、あるいは生活対策というようなことで事業が出てきまして、これらを踏まえまして補正予算を組んでございます。それぞれ担当の課長等から詳細な説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。2日間お世話になります、よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。それでは、当委員会に付託された案件は、別紙付託案件表のとおりであります。

副委員長より、本日及びあすの委員会の予定につきまして報告をお願いいたします。

副委員長 きょう、あす、委員会審査を行いますけれども、明日、順調に委員会審査が終わった場合には視察を予定したいと思います。視察場所は、波田町に完成しました梓川の頭首工を見たいと思っておりますので、委員の皆さま、審査には御協力願ひたいと思います。以上です。

委員長 なお、一応、視察、委員会終了後、懇親会を午後5時45分から中村屋で行いますので、ぜひ、御参加ください。今回の委員会も原則公開であります。今、傍聴の方は誰も来ていないようです。そのような形で、特に部単位で行いますのでよろしくお願ひします。

ただ今から議案の審査を行います。なお、発言に際しては議事の円滑な進行のため、委員長の指名の受けた者

のみの発言といたしますので議事進行によりしくお願いいたします。なお、昨日の委員会報道で、本日の新聞に大きく掲載されておりますので、私も副委員長と中立で肅々と進行していきますのでよりしくお願いいたします。

議案第14号 平成21年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費(4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務諸経費を除く)、11款災害復旧費

委員長 議案第14号、平成21年度塩尻市一般会計予算中、歳出5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、11款災害復旧費を議題といたします。説明を求めます。

商工課長 平成21年度予算書194ページ、195ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、予算案説明資料の36ページを御覧いただきたいと思いますのでお願いいたします。

5款労働費、1項労働諸費、1目労政費について御説明申し上げます。まず、5款労働費についてでございますが、全体では2億4,284万5,000円となりまして、前年度の対比276万1,000円で、1.2%の増となったものであります。これにつきましては、のちほど御説明させていただきますが、勤労者の福祉資金の貸付金の預託金を1,000万円増とさせていただきます、それに伴った増額になるものであります。

では、1目労政費について御説明させていただきます。195ページ、上から3つ目の事業になりますが、労政事務諸経費47万3,000円を計上させていただきました。市内の優れた技能、あるいは技術を持っている方の市長表彰をするための技能褒賞者記念品代といたしまして17万9,000円ほかを計上させていただいております。

その下の勤労者福祉資金貸付金でございますが、1億5,000万円を計上させていただいております。市内に居住する勤労者の生活安定と福祉の推進に資するための生活資金の低利融資を行うものでありまして、1億5,000万円を労金に預託し、貸付利率1.95%で協調融資をして実施するものであります。

その下の労働者福祉対策事業2,379万円を計上させていただいております。中小企業退職金共済掛金補助金423万円を計上させていただきました。掛金の20%一月750円を限度といたしまして、24カ月補助を行うものであります。新年度につきましては235件を見込み計上させていただいております。

その下の黒ポツになりますが、勤労者福祉サービスセンター運営補助金といたしまして1,600万円を計上させていただきました。国庫補助金800万円と4市町村の補助金としましての800万円、内訳といたしましては、塩尻市は485万6,000円になります。このほか、波田町、山形村、朝日村、それぞれとの負担に伴いましての1,600万円となります。

その下、勤労者住宅建設資金利子補給金183万円を計上させていただいております。住宅資金の融資に伴う利子補給でございますが、30件ほどの見込みの中で計上させていただいております。

その下、労働対策振興費補助金167万円を計上させていただきました。塩尻地区の労働者福祉協議会への事業補助、ふれあいフェスティバル等、それぞれの事業に対する支援を行っていただくものであります。

建設国保支部事務費補助金といたしましては、6万円を計上させていただいております。

その下の事業になりますが、195ページ、一番下の事業ですが、雇用対策事業で247万8,000円を計上させていただきます。塩尻地区労務対策協議会補助金133万円を計上させていただきます。高校、あるいは短大、専門学校等の市内の企業視察、あるいは雇用対策等に伴います事業への支援であります。

1ページおめくりいただきまして、196、197ページを御覧いただきたいと思います。197ページ、駐輪場管理諸経費といたしまして240万円を計上させていただきます。塩尻駅、広丘駅の駐輪場の管理費、シルバー等への委託をさせていただきますが、それらの管理費等を計上させていただきます。

その下、シルバー人材センター事業といたしまして1,287万8,000円を計上させていただきます。シルバー人材センターへの補助金といたしまして1,280万円、また、連絡協議会負担金として7万8,000円でございます、シルバー人材センターへの補助金は国庫と同額、国から1,280万円、それにつきまして塩尻市と朝日村の分担金で負担を計上させていただきます。

2目職業訓練校費でございます。本年度は334万6,000円、前年度比較で227万円の減をさせていただきます。塩尻高等職業訓練校指定管理委託料といたしまして160万円、これは塩尻職業訓練校協会に指定管理で委託しております。

その下の木曽高等漆芸学院指定管理委託料145万8,000円、こちらは、木曽漆器工業協同組合のほうへ指定管理委託をし、それぞれ事業運営を行っているものであります。

3目勤労青少年ホーム管理費といたしまして、本年度は1,100万9,000円、前年度で88万1,000円の減額であります計上させていただきます。

2番目のホーム運営諸経費であります、559万1,000円を計上させていただきます。ヤングスクール講師謝礼、それぞれのヤングスクール講座を行うにあたりましての講師謝礼といたしまして124万8,000円、次のページになりますが、199ページ、新年度は、営繕修繕等、特に大きなものは予定しておりませんが29万6,000円。

ふれあい・ときめき事業補助金、先般も開催し、大変にぎわったところでありますが、事業補助金といたしまして28万5,000円を計上させていただきます。以上、労働費についての説明です。

農業委員会事務局長 続きまして、202、203ページをお願いします。農林水産業費の農業費の農業委員会費ついて御説明いたします。説明欄にて主なものを説明いたしますのでお願いします。委員報酬につきましては、委員30人の報酬でございます。

その下の農業委員活動費の費用弁償は、定例農業委員会、あるいは19市の農業委員会会長会議等のものがございます。

印刷製本は、農業委員会だよりの印刷代でございます。

次に松塩筑安曇農業委員会協議会負担金、これは、経営、耕地面積等によりまして負担しております。

農業委員会先進地視察でございますが、1人1万円で、従来より30人分をお願いしてございます。

それから、農業委員会負担金の中で、農業委員会の研修会の負担金、それから女性農業委員負担金は3人ございまして、それぞれ負担をしておるものでございます。

農業者年金事務諸経費、これは受給者415人、被保険者62人の事務手続き、あるいは、一番下は農業年金負担金の503条によりまして、活動するための補助金を負担しておるものでございます。

農業委員会事務局諸経費につきましては、印刷及び郵送は、毎年行っております農業委員選挙人名簿の封筒、あるいは返信不足料等でございます。

一番下の農地地図情報検索システム業務委託料は、農地基本台帳、あるいは地図データ等の更新をするものでございます。

次のページをお願いいたします。205ページにつきましては、一番下の会議出席負担金は19市の事務局等の負担金でございます。以上でございます。

農林課長 続きまして、2目の農業総務費から御説明申し上げます。予算説明資料につきましては、33ページからになってございますのでお読みいただきたいと思っております。

それでは農業総務費の関係でございますけれども、まず委員等報酬303万1,000円の関係でございます。農業振興協議会の委員報酬15人分ということで25万2,000円を計上させていただきましたが、これにつきましては、耕作放棄地の計画の推進、それから農業マスタープランがちょうど中間年になりますので、この見直しをさせていただくということでございます。

2つ下の農業総務事務費188万6,000円でございますけれども、その中の営繕修繕料50万円でございます。これは、チロルの森に係る4施設の維持補修費ということになります。

その下3つでございますけれども、登記書類作成委託料54万円につきましては、地籍調査の訂正申請に基づく土地測量図の作成の委託料でございます。

農業総務負担金137万4,000円でございますけれども、家畜損害防止対策事業推進協議会負担金127万4,000円、これは家畜の伝染病等の市町村の負担金になりますけれども、それと管内の協議会の負担金でございます。

続いて206、207ページを御覧いただきたいと思っております。園芸産地基盤強化等促進事業950万円でございますけれども、これは野菜価格安定基金の造成に対するJAの補助金ということでございます。

2つ目の丸になりますけれども、生産調整対策総合推進事業159万2,000円でございますけれども、これにつきましては、米の生産調整対策の推進のための事務諸経費ということでございます。御存知のように平成20年度につきましては、塩尻市の場合は24.7ヘクタールの過剰作付けになったというようなことでございまして、平成21年度につきましては、それも踏まえて生産調整を推進するというところでございます。

次に畜産振興事業324万1,000円でございます。主なものでございますけれども、営繕修繕料233万8,000円でございますけれども、これにつきましては高ボッチの公共牧場、面積にして81ヘクタールほどございますけれども、その牧柵の一部でございますが83メートル余を修繕するものでございます。

続いて農業者育成支援事業324万7,000円でございます。これにつきましては、アグリエキスパート育成事業という名称を農業者育成支援事業ということに変えさせていただいたものでございます。

下のほうから4つ目、農業者育成研修補助金80万円余でございますけれども、これにつきましては志学館高校生徒のフランスワイン研修ということで平成14年からの継続事業でございます。

地域おこし農家組合の補助金40万円、これにつきましては、檜川地域おこし農家組合への活動補助ということでございます。

農作物等災害対策事業1,144万8,000円でございますけれども、凍霜害、それから野生鳥獣による農作

物被害への予防と防止ということでございます。

208、209ページをお開きいただきたいと思います。その中で、7つ目、熊の学習放獣手数料45万円ということで盛らせていただきました。これにつきましては、クマの捕獲でございますけれども、去年、銃器による捕殺でございますけれども、2頭しか認めていただけなかったという部分がございます、クマの出没も多いものですから、一応、それを載せさせていただきました。

猿害対策事業委託料396万円につきましては、さるレンジャーによる追い払い事業を委託するものでございます。

有害鳥獣駆除対策協議会負担金、これにつきましては、40万円増額をさせていただきましたけれども、駆除対策協議会への負担金でございますが、ニホンジカ等の駆除に力を入れていきたいということでございます。

市の農業振興資金等利子補給事業471万円につきましては、農業経営改善資金の利子補給でございます。

その次、農業経営基盤強化資金利子助成事業232万円余でございますけれども、これにつきましては、認定農業者が経営改善を図るための国庫資金に対する利子助成でございます9件に対するものでございます。

ふるさと農業ステップアップ実践事業1、116万円でございますけれども、これにつきましては、市民農園の管理委託料ということで8万8,000円。今年度につきましては140区画を開設してまいりました。

共同利用機械施設等導入事業補助金900万円でございますけれども、5戸以上の農家が共同で農機具等を購入する場合に3分の1から2分の1の補助を行うものでございます。

営業サポートセンター運営負担金200万円につきましては、平成13年に設置をいたしました営業サポートセンターへの運営負担金でございます。

その下、農畜産物消費宣伝事業90万円でございますけれども、産地としてのイメージアップ、消費拡大というようなことで、本年につきましては市制50周年記念事業も踏まえての事業でございます。

その下、ぶどうの郷づくり等推進事業でございますけれども1,549万3,000円でございます。果樹の総合産地としての維持拡大の事業でございます。果樹園の整備促進事業に対してでございますけれども1,150万円、これについては、果樹棚の新設・更新等でございます。

その下、果樹共済加入推進特別対策事業補助金399万3,000円でございますけれども、果樹農家の経営安定を図るということで、果樹共済掛金の補助をさせていただいております。

その下、中山間地域等直接支払事業2,327万6,000円でございますけれども、次のページをめくっていただきまして、中山間地域等直接支払交付金2,282万5,000円がございますけれども、これにつきましては、市内17集落の耕作放棄地の防止とため池機能を保持するための交付金でございます。

環境にやさしい農業推進事業1,029万4,000円でございます。総合的病害虫管理推進事業補助金の関係につきましては、レタスの根腐れ病、腐食防止に対する緑肥種子の補助でございます。

農業用廃プラ回収処理あっせん事業補助金につきましては、廃マルチの処理ということでございます。

遊休荒廃農地総合対策事業353万1,000円でございます。新規事業として載せさせていただきました。市内に遊休荒廃農地43.6ヘクタールほどございますけれども、それを3年間で解消を図るという計画でございます。試験栽培の委託料20万6,000円につきましては、菜の花の栽培技術の確認と言いますか、実証法。

それから農業用機械借上料277万5,000円につきましては、遊休荒廃化しています農地を作付け可能な状態までに復活させる事業ということで、農業機械のレンタルをして解消を図っていききたいということでございます。

農地再生支援補助金55万円につきましては、トラクター等では手に負えないというようなものでございまして、重機等を使用して、抜本的に農地の再生を行うという事業に対して、2分の1の補助金を交付していくという事業でございます。

4目の農村総合整備費でございます。農業集落排水事業会計繰出金2億8,121万4,000円。これにつきましては、一般会計から農集排水事業会計への繰出金でございます。

5目でございますけれども、宗賀地域環境施設管理費でございます。これにつきましては58万1,000円でございますけれども、新農業構造改善事業で整備をいたしました本山池の権現のキャンプ場などの維持管理費でございます。本山区に指定管理を委託をしているものでございます。

農業委員会事務局長 続きまして、その下の農地流動化促進活動事業費でございます。説明資料のつきましては、一番最後の70ページをお願いいたします。この関係につきましては、農地流動化の推進員13人の報酬でございますが、主なものは、農地相談だとか、農地パトロールと一緒にお願いするものでございます。

次のページをお願いします。213ページ、中核農家等育成規模拡大事業奨励金でございますが、これは、今年度は約102.5ヘクタールをお願いするというもので、新規、あるいは再契約等々のものを含めましてのお願いでございます。平成20年度は84.3ヘクタールございました。

県農地情報管理センター負担金は、農地利用の設定のデータ及び再設定等の業務委託の負担金でございます。

家族経営協定の負担金は、家族協定約50人おりますが、それらの研修会の負担金等でございます。以上でございます。

農林課長 続きまして、7目の農地費をお願いしたいと思います。説明資料につきましては34ページになります。それでは、2つ目の丸になりますけれども、土地改良事業3,589万円でございます。これにつきましては、市単の土地改良事業の実施の諸経費でございます。

10行目になりますけれども頭首工台帳整備委託料400万円でございます。平成19年からの継続の事業でございます。水利調査の施設の調査100カ所を予定してございます。

その下、重機借上料249万円、その下、市単農業農村基盤整備工事2,170万円、その下、現物支給用資材465万円につきましては、地元要望に対する農道、あるいは水路改修等の工事費等でございます。

その下の用地取得費56万4,000円でございますけれども、現在、県営畑総、岩垂地区の工事が進められておりますけれども、その排水対策工事にあわせて幹線農道からの取付市道の改良をしたいということで、用地43平方メートルを取得するものでございます。場所でございますけれども、ちょうど朝日村との境になりますけれども、岩垂調整池の手前から小首部の集落のほうに入るところでございます。

続いて、214、215ページをお開きいただきたいと思います。土地改良事業負担金1,197万1,000円でございます。これにつきましては、土地改良事業に伴う各種事業負担金でございますけれども、一番下でございます。中信平二期地区国営土地改良事業負担金1,018万2,000円につきましては、国営造成事業の梓川頭首工でございますけれども、指定工事ということで、今年度に完成をいたします。その工事費を繰上償還

するものでございまして、市町村負担分6.7%のうちで、それぞれの受益面積に応じて負担をするということでございます。

2つ目の丸の土地改良事業補助交付金1億2,727万6,000円でございますけれども、これにつきましては、土地改良事業の地元負担金等の軽減補助金ということで、土地改良区と農林漁業資金を借りて事業を実施しておりますけれども、その償還に対する助成ということでございます。昭和59年度以降、90件分の償還助成ということでございます。

3つ目の丸になりますけれども、減濁水対策施設維持管理事業1,773万5,000円でございますけれども、これにつきましては、国鉄塩嶺隧道の濁水化対策事業で整備をいたしました農業施設25カ所の維持・修繕に要する費用でございます。電力使用料850万円のほかに送水管理委託料454万7,000円、それから水利調整委託料ということで301万7,000円ということでございます。

8目でございますけれども、農村公園管理費でございます。188万9,000円でございますけれども、北小野の入田川の農業公園ほか4カ所の農業公園の施設維持管理諸経費でございます。農村公園指定管理等委託料130万円につきましては、上田区ほかに指定管理をするものでございます。

次に216、217ページをお開きいただきたいと思っております。9目の土地改良施設維持管理適正化事業費でございます。1,942万4,000円でございますけれども、これにつきましては、国の維持管理適正化事業を導入いたしまして改良施設の機能保持を図るという事業でございますけれども、4行目ポンプ施設維持工事1,100万円、これにつきましては、平成21年度につきましては、北小野勝弦の諏訪洞の揚水機ポンプのオーバーホールとみどり湖の取水ゲート、この2カ所の改修を予定してございます。

それから、維持管理適正化事業負担金762万7,000円につきましては、工事費の3割を5年間で拠出するという事業でございます、この19件分の負担金でございます。

続きまして、2項林業費でございます。1目の林業総務費でございますが、これにつきましては、予算説明資料につきましては35ページからになりますので御覧いただきたいと思っております。2つ目の丸になりますけれども、林業被害防止対策事業諸経費でございます。565万5,000円でございます。

カモシカ食害対策事業委託料として105万6,000円、これは、カモシカの個体調整ということで16頭分を予定しております。

松林被害予防委託料144万9,000円につきましては、松害被害の拡大防止のための伐倒処理経費ということでございます。

鳥獣被害防止緩衝帯整備事業委託料251万4,000円でございますけれども、被害防止のための緩衝帯を50メートル幅で設置するというようなことでございまして、贄川、勝弦、床尾等でございますけれども、8.4ヘクタール余を計画してございます。

その次の丸、林業総務事務諸経費212万8,000円でございます。これにつきましては、関係連絡会との連絡調整の経費ということになりますけれども、下から3つ目、治山林道協会負担金103万8,000円でございますけれども、県の治山林道協会、その支部になります松本地域森林林業振興会への会費、事業割の負担金でございます。

218、219ページをお開きいただきたいと思っております。2目の治山林道費でございます。604万7,000

0円でございます。これにつきましては、地元要望による林道72路線の維持補修、あるいは治山事業等の実施の経費でございます。重機借上料155万円、林道補修工事135万円、補修用資材76万円余を計上させていただきました。

次のページでございますけれども、220、221ページを御覧いただきたいと思います。3目の造林費でございます。森林等整備維持管理費3,564万6,000円ということでございますが、8行目になりますけれども、市有林施業委託料1,412万4,000円でございます。市有林の総合的な機能施業を実施することで、見本となるような維持管理を行うということになりますけれども56ヘクタールの間伐等を計画してございます。

その下、森の里親促進事業整備委託料162万8,000円でございますけれども、これは、サントリーさんから支援をいただいております森の里親制度を活用した森林整備ということでございます。7ヘクタール余を予定しております。

整備地管理委託料165万7,000円につきましては、県の生活環境保全林整備地の草刈り等の維持管理経費でございます。

その下の森林整備地域活動支援事業交付金320万円につきましては、林野組合など11団体の森林640ヘクタールを対象にいたしまして森林整備に必要な調査、境界確認、あるいは作業道等の地域活動を支援するものでございます。

下から2つ目、森林整備補助金966万1,000円でございます。これにつきましては、国、県、それから市単の事業によりまして民有林の森林整備を促進していくというものでございます。実質的な補助率を標準経費で10分の9ということで補助をしております。

その下の公的森林整備補助金400万8,000円につきましては、檜川地区でございますけれども、森林整備の保全重点地域ということで県知事の指定を受けまして、計画的な森林整備を進めていくということでございます。面積につきましては、初年度49ヘクタールを予定してございます。以上でございます。

委員長 それでは、ここまで、労働費、農林水産業費までで切りまして質疑を行います。委員より質問ありますか。

中村努委員 195ページの労政費についてですけれども、本会議でのやりとりでも雇用対策は重要だということなのですが、労政費全体で、要は、福祉資金の制度融資の預託金が増額になっているだけで、あとは、逆に減額になっているような状況があるのですが、昨今の状況から労政費の国からというのはどういうふうを考えていますか。

商工課長 雇用対策の関係で、確かに委員さんがおっしゃられますように大変悪化しております、本会議の答弁の中でもうちのほうからもあった状況でありますけれども、そのようなことも踏まえまして、ネットワークというのですか、そういった対策をしっかりと講じていかないといけないということでセーフティネットの強化をしております。予算の上では、雇用対策のところを御覧いただきたいと思うのですが、例えば、講師謝礼、195ページです、13万2,000円となっております、これは、前年度に比しまして7万2,000円ほど増額をさせていただきました。中身でどのようなことに取り組むかと言いますと、現段階も若い皆さんというのが、意識の啓発というものが大変重要であるという実態もありますので、そういった皆さんのセミナーとか意識

計画、それは、中学校、高校を実施していくというような状況であります。

さらに、新たな事業としましては、ジョブカフェ等と連携して取り組んでいる事業をさらに拡大いたしまして、ジョブミーティングといったような形を取りまして、職業相談室との、相談に訪れる皆さんとの状況を見まして、それに応じた個人的なフォローをしていきたいというようなことを考えております。

さらに、労働相談の委託料のところを御覧いただきたいと思いますが、これは、実は、新年度については、新たな事業という形になるわけでありまして。前年度に比して9万円ほど計上させていただいておりますが、労働実態の、そういった相談もふえている中で、休日ですね、土曜日相談というような希望も出てきているものですが、そういったものも市内でできるように労政事務所等とも連携して、あるいはユニオンとかそういった機関とも連携しながらやって取り組んでいきたいと、このように考えております。

もう1点であります。若年者の就業支援委託料45万円を計上させていただきましたが、これも全く新たな事業でございます。これについても、現在、いわゆるジョブカフェを中心といたしました若い皆さんというのですが、フリーターとも呼ばれている皆さんの支援を行っているのですが、さらにニートとか引きこもりとか、そういった皆さんとも、また支援をしていかなければいけない、あるいはフォローしていかないといけないという中で、そういった啓発講座、あるいは対策を講じるための委託を考えているものであります。こういったように、それぞれ関連機関とネットワークをさらに強めて、個別な対応をできるだけこまめにやっていきたいと、このように考えております。

中村努委員 国のほうでも雇用対策として派遣切りにあった方を採用した場合、50万円だとか、100万円だとか、そのような話もありますけれども、それは市の予算には全然関係ない話なのかということが1つと、もう1つ、ついでに聞いてしまいますけれど、195ページの一番下、塩尻地区労務対策協議会、これの構成はどういうふうになっていて、おそらく、これは、高校生の就職活動の場になる協議会だと思いますので、その高校生の就職状況、結局、就職できなかったという高校生がいるのかいないのか、その辺、その2点をお願いします。

商工課長 先の1点目のほうなのですが、国がそれぞれ処置を講じております。それは個別な企業の中の支援になりますので、我々のほうは、全体的なものを支援していきけるような形を取っていききたいと考えております。

2点目ですが、高校生等の今の内定状況でございますが、市内の高校の卒業予定者が602人いるわけなのですが、そのうち就職希望者で、直近の1月末の状況では92人です。その内定が84人しております。現段階では、91.3%、残念ながら昨年度に対比しますと、昨年度は、この時期は100%に達しておりましたので、やや10ポイント近く落込んでいます。しかし、これは、進路を選択する高校生の状況もありまして、その上の大学とか、あるいは専門学校等へ行きたいというような希望もある中で、まだ、定まっていないうような状況であります。現段階では、そういった生徒の皆さんもそれぞれ方向が見えてきているものかと思っております。

中村努委員 協議会の構成をお願いします。

商工課長 労務対策協議会は、塩尻市と商工会議所、商工会議所がその事務局を担っているわけなのですが、市内の企業の皆さんが、公営企業の皆さんをはじめ50社参加したネットワークとなっております。あと、支援機関等ではハローワーク、あるいは協会等が参加して入っております。

中村努委員 この点最後ですけれど、予算的には、この補助金が前年度より23万1,000円減額になって

いますが、これは、先ほど説明があった新規事業と振り分けたというような解釈でよろしいですか。

商工課長 財源が厳しい折、できるだけ事業部内で何とか精査して調整を取っていく段階で、そういった振り分けは、確かにございます。しかしながら、できるだけ実態に近いものを労務対策協議会でも呼びかけて、捻出して、工夫してやっていただきたいと、このようなことで調整させていただいています。

白木俊嗣委員 関連で、全体の底上げをという話をしたけれど、今、現状は、雇用は大変だと思うのです。実際、皆さん、ハローワークは、どのくらい利用者があるかわっていますか、わかっていたら教えてほしいけれど。

商工課長 現在のところ、この2月の末なのですが、1万6,041件の相談者が訪れておりまして、全体では、175.7%、75%ほどふえております。

白木俊嗣委員 私は、正直、きのう、様子を見てきた。そうすると、皆さん、相談にきてもなかなか職がない。その中で、この予算全体を見ても、削る事業、ふえる事業があるかもしれないけれど660万円ではないですか。今は、そうは言っても、雇用というものはものすごく大変です。その中で、皆さんが言うように、全体の底上げをどうのこうのと言っても、やはり、この辺のところは予算を充実しておかないと、私はまずいと思う。勤労者の福祉資金の関係にしても、こういう時期だからこそ、ある程度引き上げて、そういう勤労者の支援をしていかなければ、何のための行政か意味がないと思う。その中でもう少し予算を、私は上げるべきだと思うけれど、どう思いますか。

商工課長 おっしゃるとおり、雇用対策については直近の課題で、我々もできるだけ足を伸ばして、ハローワークやそれぞれの機関とも、運んで調整している段階です。確かに相談者のほうも1日100人強訪れておりまして、特に、20代、30代といったような層が大変多くなってきているということも実態であります。そういう中で、限られた予算の中で、なんとか我々も予算は計上させていただいていますが、予算は予算で、こうやって形に組まさせていただいていますが、マンパワーも含めてハローワークや、そういったところと重点化しながら取り組んで支援させていただいております。職のあっせんとか、今、使用された皆さんがどういう実態だったというのは、就職の面談会を開いても、日系の外国人が大変多かったという実態でもあったり、確かに日本人の方たちも大変多くはなっているのですが、職がないものですから、そういったところは、ハローワークのいわゆる雇用保険の失業手当、そういった形で生活しているというのが実態でありまして、お陰さまで予算的にはセーフティネットとしての国の強化がされておりますので、我々も予算がない中で、方面に向かいまして支援させていただいておるところであります。

白木俊嗣委員 今、世界経済はみんなそうだけれど、100年に一遍だと言われる中で、こういうときだからこと行政が手を差し伸べなければいけないと思う。その中で、2月現在だけでも76%もふえているでしょう。これからふえる一方です。新聞等を見て知っているとおおり、東証一部に上場している会社でも四十何件からが倒産しているという。これから年度末を控えて、新年度入っていけば、この数はもっとふえていくと思う。やはり、こういうときだからこそ行政というのは手をさしのべなければいけないと思う。限られた予算だ、なんだかんだ言っていないで、やはりこういうときには、ふんだんな、ある程度予算を投資していかなければ、市民から何のための行政だと言われかねないと思います。そういう面で、予算を組むなりなんなりして、当初予算で間に合わなければ、あとは補正でもなんでもいいから、それくらい対応していかなければ笑われてしまうと思います。

副市長 ありがとうございます。雇用関係の重要性というのは、一般質問等を通じまして、十分私どもも認識

しているところでございます。国の二次補正に絡みまして雇用対策補助金というものが出ましたので、これは3年間の事業になりますけれども、これを振り分けて市としては取り組んでいきたい。労働費には直接、若干入っていますけれども、いろいろな事業の中でやっていきたい。市としても、雇用関係については、嘱託だとか臨時の職になりますけれども、そのようなことで、今までお願いしてきた分、あるいは新規の分も、その辺で調整させていただきたい。ただ、今、商工課長が申しあげましたとおり、市として、今、大事なものは、そういう関係機関の連携を強化しながら情報を共有化して、いかに緊急な対応をしていくというところに重点を置くべきだろうということで、うちも関係機関の会議を開催させていただきまして、より市民の皆さまが相談しやすいような体制をとっていくべきではないかということで、まだ、お金がいくらという格好では出てきませんけれども、御指摘の点もよくわかりますので、市として対策を取るべき部分がありましたら、また、補正等対応させていただきたい。今のところはこれでやって、今はやはり情報を共有して、いかに、多様な窓口を確保していくかということが大事なのかなというぐあいに考えますのでよろしくをお願いします。

副委員長 一般質問でも雇用の関係を質問させていただきましたけれども、緊急雇用対策として基金と交付金で1億1,000万円が国からきて積み立てられると。その基金を使いながら雇用効果として110人が生まれるというようなことでしたけれども、具体的にその110人が生まれる中で、これだけ厳しい中で、行政ができるのはこれだけ雇用ができると、今後、これこれ、こういう事業で雇用が生まれますから、どうか応募してくださいというような、そういう具体的に雇用が生まれる可視化を考えていかないといけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

副市長 なかなか継続的に、ずっと雇用ができれば行政としてもいいわけですがけれども、非常に行政自体も、そういう経費の負担がございまして、その辺どうしても臨時的な雇用になってしまうということがあると思います。したがって、せっかく雇用をお願いしようと思ってもなかなか応じてもらえない。例えば、雇用のいろいろな補助金などは、例えば、勤めていて職がなくなったような場合に、ある程度、見てもらえる部分がございますので、それらの調整で、なかなかすぐ応募してくるという状況には、まだ、ないみたいです。ただ、こういう仕事があるという、今、1カ月とか2カ月の事務が、結構、多いものですから、なるべく切り替えて、今まで委託しているようなものを嘱託職員というような格好でやっていくことが、行政の関係としてはそのようなことかなと思います。

副委員長 そういうことだと思いますけれども、やはり、緊急雇用、雇用対策を打たなければいけないときに、民間が、当然、考えていますけれども、長期を展望するのは民間に任せながら、その分、行政は、短期部分はやるということで、いろいろな事業の前倒しをしているわけですね。それが、私からすると雇用対策ではなくて事業を前に進めるために使われていて、本来の雇用対策になっていないと思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

副市長 大変難しい問題であると思いますけれども、地域経済が何らかで動いていくということは、将来的には地域経済の振興になりますし、ひいては雇用関係も拡大されるだろうという具合に考えますので、なかなか難しい部分がございますけれども、いろいろ情報交換をしながら対策を講じていくべき時かなという具合に考えます。

副委員長 最後に、緊急雇用でこれから出てきますけれども、そういうものも住民、市民が望んでいる事業もあると思いますので、極力、そういうものも採用しながら、しっかり、その辺を説明しないと、お金はついたらけ

れど、何か行政が都合のいいように恣意的に使われる懸念があると思いますので、その辺は、きっちりとお願いいたしたいと思います。

委員長 答弁はよろしいですか。ほかに意見はありませんか。

森川雄三委員 その上の福祉対策事業の関係ですけれども、住宅建設資金の利子補給30件というお話ですけれども、この30件というのはどういう部分の利子補給なのか、例えば、勤労者の人が住宅を建てて、借りたお金の利子がある程度市が見てあげるという話の中では、毎年、こうあるとしたら、30件が、次の年は35件になったり、次の年は40件になったり、こう考えるのですが、その辺の推移というか、対象がどうなっているのか、その点はいかがですか。

商工課長 30件を予算の中で計上させていただきましたが、基本的に、この制度は、利子補給についての利子額の20%を補給させていただき制度で3年間であります。その限度額につきましても6万1,000円となっております。それぞれの推移につきましては、課長補佐のほうから説明させていただきます。

商業労政係長 件数なのですけれども、これについては、先ほど限度額という話がありましたが、必ずしも限度額いっぱいという部分は含まれて、すべてがそうではないのですけれども、平成18年については31件、平成19年は15件、平成20年についてはこれからという状況ですけれども、現在の段階では36件です。

森川雄三委員 だから3年間ということですよ。3年間、それが限度で、3年間いただけるということであるなら、今、言う31件、15件、30件というのは、少し変ではないですか。

商業労政係長 3年間分を1年間で補助するという形です。3年間で6万1,000円です。長期借入れになりますので、10年とか、そういう借入れの中での分について、借入れした分の3年間分について補助するという形になりますので、単年ではそういうことです。

森川雄三委員 こういう時世で、勤め人が家を建てるということは、なかなか至難のわざというところもあると思うのです。そういう中で、これも含めて、こんな程度の利子補給なんていうことでは、いわゆる人口増なり、定住を図って行く上においては、もっと、この辺も市として考えていけない補助の一部ではなかろうかと、このように思いますけれども、いかがですか。

商工課長 確かに時世に応じた中での、今の状況でありますから所得も減っております。先ほどの話ではないですが、一時帰休もふえているような中で、手取りもまた減ってきている。そういった状況であるので、こういった状況はそうかもしれないですが、少し前までのような状況でありますと、むしろ、大変建設ブームというようなこともあったものですから、その時には、こういった制度も、むしろ、ほかのほうへ回そうではないかというような議論もあつたりしたこともありましたが、しかしながら、今はこういったような状況でもありますので、この制度につきましては、維持検討しながら継続してまいりたいと考えております。

森川雄三委員 今のお話もわかるけれど、時代は生きているし、その時々の方策というものが必要なもので、一時はこうだったからこうだという話は、的を射ない答弁だと思うのですが、その辺は、よろしく認識のほどをお願いしたいと思います。以上です。

中村努委員 住宅関連で関連しますけれども、雇用促進住宅について、平成22年度に購入ということでしたので予算には載ってこないと思うのですが、この年度末までに国にどうするかということ返事をするというような話でしたが、その後の経過を少し教えてください。

商工課長 先般、委員会にも報告させていただいたとおり、今月の中旬ですか、協会と福祉機構のほうへ返答させて、取得の方向で検討をしているというようなことで回答をさせていただきました。

中村努委員 新聞報道等で、そこに住んでおられる方々が、今後、あの住宅がまだはっきりしないというような不安を抱かれている方もいらっしゃると思うのですが、市が取得をして、現状のまま大丈夫ですよというようなことは、いつの時点でお伝えできるのですか。

商工課長 一応、現段階では、先般もたまたま取材等もあって、現地でも話をさせていただいた方もいたわけなのですが、市の方向としましては、取得するというようなことで検討させていただいておりますということはお話させていただいておりますし、管理している現地の協会がありますので、そちらのほうにもそういった旨を伝えております。そういったほうから入居者の皆さんにも伝わっているかと思えます。

太田茂実委員 金額的には予算は17万円ぐらいですけど、技能褒賞について、この前もお伺いしたと思うのだけれど、対象者の選出というのはどういうふうにしていますか。

商工課長 基準的にはそれぞれあるわけなのですが、それぞれの、例えば、団体、工業関係、あるいは建設組合、理容院、美容院、それぞれの団体等のほうへ、まず調査というのですか、通知を申し上げまして、団体のほうからまず推挙していただいております。それを受けまして労政審議会、市に労政審議会がございますので、審議会のほうへお諮りさせていただいております。審議会の御意見をいただきまして、ほとんど審議会の答申でありというような状況でありますけれども、その審議会で意見を交わしていただきまして、それを受けて、決定させていただいて市長表彰というような感じです。

太田茂実委員 昔から技術者は非常に尊いというか、こういう時代になってくれば物づくりがどんどん減ってきて、そして、こういう技能を持った、その業界において技能を持った人を表彰していくということは、良いことですけども、最近、何か聞くところによると、その業界にあった順番で、おおむね65歳を過ぎれば表彰の対象になるというようなことが聞かれてくるわけです。だから、技能褒賞を受けた皆さんが、本当に誇りを持って地域で技術を活かせるような、そういうことが、この制度に大きく影響してくると思うのです。そういった面でその審査内容というものが、私はよくわからないのです。ただ、業界から推薦をされたからということのみでなくて、十分、市としても調査をして表彰の対象にしてやるということのほうが大事だと思います。

以前に言ったことがあるのですが、今、農業も技術がものすごく必要なのです。皆さんもおわかりのとおり、そういった農業というものにも目を向けていかないと、今、これだけ農地の荒廃だとか、あるいは生産物の地産地消だとか言われている中で、やはり、農業というものに対しての技術者というのをどう考えているか、それだけ少しお伺いしたいと思うし、前にそういうことを主張したら、寺沢農園さんのランが、ラン園ですか、表彰を受けて、農業者としては感心したと思うのです、感心というか、うれしかったと思うのです。そういった面で、その点はどう考えているかをお伺いしたい。

商工課長 委員さんがおっしゃいますように、そういったようなお話も聞こえているのも事実でありますけれども、制度的には、技能功労者としてひとつの道に30年以上従事した人たちが対象で、年齢も高齢というのですか、60歳以上過ぎている方。あるいは、今、お話のあった寺沢さんのようにお若い中でも将来嘱望されている優秀技能者という方、そういう方たちも当然推薦されてくれば、やっております。単に推薦するときに、審議会のほうにお諮りするときに、左から右へというような話ではなくて、我々も、そういった団体にもう一度ヒア

リングさせていただいたり、場合によっては、大変失礼ながら個人のことまで調べさせていただいたり、そのようなことしながらやっております。その分野としましては、農業作業者のこの分類に入っているものですから、そういった団体等、あるいは、我々のほうでも気づくものがあれば、当然ながら、対象として審議しながらやっていきたいと思っております。

白木俊嗣委員 森林整備の関係だけれど、先ほど聞いたが、国、県、市で民有林の場合は10分の9を補助してくれるという話でした。これは金額の制限はないわけですか。例えば、同じ整備にしても、1ヘクタールをやるのに、仮に20万円かかった場合、20万円の10分の9を補助してくれるわけですか。

農林課長 森林整備につきましては、実際にかかった経費に対しての補助ということではなくて、標準事業費というものが1ヘクタール当たりいくらかということで決められております。それに対して、実際に山の状況によって、その標準事業費に対して、査定経費というのがつきまして、一般的に国の場合は、1.7つけておりますけれども、それを事業費として、その9割が補助されるという仕組みになっております。ですので、実際にかかった経費ということではございません。

市単の事業に関しては、1ヘクタール当たり4万円というのが事業費になっております。市単につきまして、1ヘクタール4万円が限度として補助金を出しております。

白木俊嗣委員 この間、電話で聞いたときに、国の補助がどのくらいって、1ヘクタールが6万円で、市が3万とか何とかという、電話で照会したときに話があった。全然、今の話と違うもので。

農林課長 ここに標準事業費がいくらになるかというものを持っていないので申し訳ないのですが、国等の事業の場合には、里山エリアの再生交付金の事業とっておりますけれども、その場合には、1ヘクタール当たり30万700円が、その事業費ということになっております。ですので、金額的に私どもで事業の説明をさせていただいているときには、こういった事業費のお話をさせていただいて、それに対して最高で9割ですけれども補助金が出ますというお話をさせていただいているのですが、一応、国と県とあわせて実質的に10分の7、それから市の方で10分の2上乗せをさせていただいてまして、10分の9ということで補助金を支出しております。

白木俊嗣委員 これは、実は、電話したときむっときたのは、聞いているのに、電話口で言っている者がわけのわからないことを言っていたので言うのだけれど、今、そうやって説明をされると1ヘクタール当たりの標準事業費が30万700円で、それを国と市と県で10分の9と言えば理解するのだけれど、この間聞いたときは、1ヘクタールどのくらいになるかと言ったら、県の補助が6万円あって、市が3万円という話なので、だから電話に出る人もしっかりした指導をしておいてもらわないと。聞いたら、また、別のほうから聞くと、9割は補助金でみてくれると言うけれど、それならいくらかかってもいいのかという愚問が出てくる。そういうものをきちんとしておいてもらわないと、私が聞いてもむっときた、出た担当者には。わかったかわからないような対応をしてくれるもので。現状を、だいたい1ヘクタールやると、皆さんも森林組合などを抱えているのでわかると思うのだけれど、標準の30万円700円に対応できるわけですか。その辺から聞きたいと思います。

農林課長 正直言って、山林と言いますか、森林の条件によって金額というのは大きく変わってまいります。ただ、この標準事業費につきましては、全県の中で設定された金額でありまして、その地域に、果たして合っているかどうかということでございますけれども、ほぼ近いのではないかと私どもは認識しております。仮にで

ございますけれども、実は、町区で森林整備をしていただいたというようなことでございまして、実際に補助金につきましては、この標準経費によりまして算出しておりますので、区の会計の中に私どもの補助金を振り込ませていただきました。それで、民間の業者さんをお願いをして、その森林整備をしていただいたのですけれども、お金が少し余ったというお話を聞いております。これは、搬出間伐というようなことで実施した部分もございまして、そういった部分もあったのではないかと思いますけれども、そういったところから言いますと、標準事業費で出しております金額というのは、実際の施業にほぼ合っているというふうに私どもは考えております。

白木俊嗣委員 予算を見ると、その森林整備でも、一般の、要するに民有林の、それについては960万円なのがして、市有林については1,400万円から見ている。これはどう見ても山の比率から見ると民有林の方が多いと思うのです。それだけの標準の30万円が妥当な数字だということになれば、これはいくらかでも声をかければ、森林整備をする人も出てくると思うし、また、そこから雇用も生まれてくると思うのです。その辺のPRをきちんとすれば、それでは、林業をやっても、雇用も出て山も整備されるという話にもなるので。先ほど里山の話が出たが、この額というのは、里山の標準で言っているわけですか。里山と山の上ではだいぶ違います、条件が。

農林課長 この里山と言っておりますのは、県の森林整備の中で、ほぼ長野県の全域については、森林については里山というような設定をしております。本当に、いわゆる里との境とか、そういうことではなくて、広く里山というとらえ方をしていますので、お陰で私どもは国庫補助事業を活用させていただいているという実態がございまして。

委員長 ここで10分休憩します。休憩に入ります。

午前11時13分 休憩

午前11時23分 再開

委員長 それでは再開いたします。引き続き質疑を行います。

白木俊嗣委員 今の続きで、その上に森林整備地域活動支援事業というのがありますが、これはどういうものですか。

農林課長 320万円でございますけれども、これにつきましては、これから森林整備を行いたいという団体がございまして、その前段で、要するに協会がどうだとか、森林の状況がどうだとか、それから、作業道をみんなで共同で開けるとか、そういった活動に対して1ヘクタール当たり5,000円ですけれども、補助金として交付をしているものです。要するに、そういった森林整備を進めるための前段の活動をしてもらうということの補助金でございます。

白木俊嗣委員 その場合に、例えば、自分のことを言っただけとはいけないけれど、うちでも森林を持っている、組合で。その場合にも、その下の民有林の整備は対象になるわけですか。

農林課長 この対象になるのが30ヘクタール以上の森林ということでございまして、整備を目的にしているということでございまして、市と森林整備をしますよということで協定を結んでいただきました。

白木俊嗣委員 どういう協定を。

農林課長 協定です。

白木俊嗣委員 その整備をするという。

農林課長 そうです。その協定を結んでいただいた上で地域活動をしていただくということになります。

白木俊嗣委員 では、民有林の場合は、自分の山を自分でやっても対象になるわけですね。

委員長 答弁をお願いします。要するに、なるかならないかだけでいいのです。

農林課長 国の事業の事業主体でございますけれども、森林整備に関しては、森林所有者、森林組合、政策森林組合等でございますので対象になります。

白木俊嗣委員 その場合に、林道の整備などしなければ、せっかく、巾抜きなりなんなりした材木が出せないとかいろいろ条件が出てきますね。今回の補助金については、たぶん、切りっぱなしでいいと思うけれど、要するに、林道の整備事業などもあるけれど、新規で林道を開けてほしいというような場合には、皆さんのほうにお願いすれば、地元の負担というのはどのくらいかかるわけですか。

農林課長 林道を開けるということになりますと、その幅員ですけれども3.5メートル以上にしなければいけないとか、いろいろな制約が出てきますので、一般に森林整備を進めている場合には、たぶん、作業道というような形になるかと思うのですけれども、直近で言えば、北小野の上野山で作業道を開けましたけれども、あれは、国庫補助事業を導入して実施をしたものです。地元負担については、事業として採択されるということになれば、地元負担は1割ということで事業の実施をさせていただいております。

白木俊嗣委員 実は、この前、林道を、作業道にしても開ける場合に、その場合、岡谷市だったから岡谷市と話をした。岡谷市の言い方が、補助事業だったら取り組むけれど、作業道の場合には重機の燃料代だけみてくれれば、話にのっていいと、こういう一言があったのです。そういうこともあるわけですか。

農林課長 作業道の考え方だと思うのですけれど、きちんとした企画の中で、伐採をしたものを運び出すという話になりますと、本当に、なんて言うのですか、委託できちんとしたものを作るのか、それとも、本当に重機で押して、そこまで入って行って出せる状況にある比較的傾斜のなるいようなところ、そういうところだったら、そういうことでも可能だと思うのです。地域の皆さんが重機を借り上げて作業道を開けますよという、それはできると思うのです。ただ、構造上、幅をきちんと確保して、安全も確保しながらということになると経費的に高くついてまいりますので、その重機代うんぬんという話の中では、片付かないことだと思いますけれども、場所がどういうところなのかわかりませんので、何とも申せません。

太田茂実委員 209ページの共同利用機械施設等導入事業補助金900万円があるのですけれども、対象は、法人か、あるいは大規模農業者に対する補助なのか、対象人員はどのくらいになっているのか教えてください。

農林課長 ふるさと農業ステップアップ実践事業の中の共同利用機械施設等導入事業補助金でございますが、この関係につきましては、農業法人でも結構でございますし、農業者のグループでも可能でございます。一応、5戸以上の農家ということにしてございまして、5戸以上の場合には3分の1の補助、それから、そのほとんどが認定農業者である場合については2分の1の補助ということで、地域で営農を担っていただくということでの共同利用を推進するという面がございまして、そのようなことで補助金を出させていただきました。件数的には、平成20年度については10件の申込みがございまして、今のところは意向決定をしているというところでございます。

太田茂実委員 遊休農地というか、荒廃農地がふえる中で、今、こういう中核農家、あるいは、法人の力を出

してもらわないと、ますます、そういう遊休農地がふえていくわけだから、ぜひ、その点は、力を入れてお願いしたいと思います。

もう1点、土地改良に係る予算が、ざっと見て約5億円で約2億円くらいふえている。いろいろな補助やら、利子補給やら、いろいろあるわけです。土地改良というのは、現状はどうなっていますか、市内は、進行中、これから計画される土地、それはどうなっていますか。

農林課長 土地改良事業に関しては、昭和40年代から地域で圃場整備に取り組んでいただきまして、市内の水田の関係だけで申しますと、97%余が基盤整備をされているという状況でございます。新たにメンテナンス整備が必要かどうかということにつきましては、今の所ございませんけれども、ただ、そういう経過の中で造ってきた施設が、長い年月を経過しているというようなこともございまして、ここで更新の時期をそろそろ迎はじめております。岩垂地区に関しては、畑かん施設等でございますけれども、当時は、石綿管ということで入れたものでございますけれども、老朽化しているというようなことで、年間の維持費が非常にかかるというようなことになってきておりまして、現在でございますけれども、畑かんですけれど施設の改修工事が行われております。一応、平成22年度までということで平成23年には完成する予定でございますけれども、それから、土地改良事業の関係に関しては、このあとの補正でお願いいたしますけれども、奈良井川水系でございますけれども、大井屋敷堰というようなことで、堤外水路等の改修をお願いしたいと思っておりますけれども、そういう維持管理の関係の中で更新事業がこれからも主流になってくるということでございます。状況としてはそのような状況です。

太田茂実委員 今、いろいろ説明を受けたのだけれども、1回、水利関係なり何なりで基盤整備なり、いろいろしても、そういったものが、水路系の組合が存続する限りは助成なり補助をしていくと、こういうことになるわけですか。例えば、水路とか配管だとかが老朽化した場合には、ずっと永久的にそういうことで係りあっていくのかどうかをお聞きしたい。なぜかという、今、こういう状況の中で、先ほどお話しもあつたけれど、過剰耕作をすると怒られてしまう。そうすると田に土地改良をしておきながら田んぼができずに、これからやる菜の花だとか、麦だとかということになってくるのだけれども、そういう場合に、さらに、そういうところが水路が破損されたとか、老朽化したとかする場合に、それをまた補助をしていく、あるいは費用を見ていくということがよくわからない。

農林課長 今後ずっと継続していくかどうかということについては、十分、皆さんとも御協議をさせていただくということになると思いますけれども、土地改良事業を実施する場合には、当然、受益者である農家個々の負担もございます。国庫補助等も導入いたしまして、できるだけ経費削減に努めるということでございますけれども、今、これだけ食料自給率が下がっている中で、やはり、その生産の元となる生産基盤については、国民の理解を得る中できちんと整備をする必要があるだろうというふうに考えております。ですので、その中で、どの程度のものを市のほうとして負担するかということでございますけれども、最近の中では、農業の生産の一面だけではなくて、いわゆる多面的機能ということで評価をしております、実際に農業用水に関しても、地域においては防火用水として活用されたり、あるいは雨水の排水路としての利用をされていたりというようなこともございますので、負担すると言ってはあれなのですけれども、当然、そういった観点で見ていく中では、それだけの支援も、当然、必要ではないかというふうに考えております。

太田茂実委員 議論すると永遠にこれは続くと思うのだけれど。もう1つ、お聞きしたいのだけれど、減湯水

対策、これは塩嶺からの取水について、上水道への利用はどのくらいになっていますか、パーセンテージで。

水道事業部長 1日、上水道は3,700トン取水しております。ですから、取水量は全体の量からいきますと1割にも満たないのではないかと。要は、今の田川に合流する河川と一緒に、そこで分けまして浄水場に入る水、田川に放流する水という形になりますので1割くらい。あとは、それぞれ北小野地区の、諏訪洞の配水池の改修という話が、今、出ましたが、その各配水池にポンプアップで給水していくという形の量でいくと、水道としては、ほんの10%という形です。

太田茂実委員 減濁水対策ということになっているわけだが、実際問題は、お話があったように上水道に3,700トン利用され、さらに、それが下流の田川に、私ども吉田まで、ほとんど日照りが続いても川の水が切れない。これは、大きな恵みだと思うのです。そういったものを大きく利用しながら、その潤いというものを享受していかなければならないと思うのだけれど、それについても、河川の、これは、直接、経済建設しかないわけだから、河川の整備が、松本に行ってみるとずっとやっているのです。塩尻の地点になるとぱたっと何もしていない。これは、どういうことか、それだけ参考に聞かせてもらいたい。

水道事業部長 私の対応した頃の経過をして、今は、部長から。田川の圃場整備が完了したときに、100年排水の経過で幅抜きをしまして、田川の今の護岸整備が完了したということで、一応、あのような整備がされたということの中で、今の牛伏寺川と合流するレベルまで田川が行きますと、あそこは川積不足、要するにダメージが少ないということで、合流してから、あそこで水流を起こしまして洪水になるということで、ここ10年くらい問題になっていることでありまして、向こうに松建は投資をし、今の河床を2メートルくらい深くいたしまして、護岸面積を大きくしようという大々的な河川改造工事に去年あたりから取りかかっておりますので、そういうところからいきますと、塩尻市は、安全な護岸になったということで、今は、改修程度、要するに河川の排水溝がいて、水たたきが割れて、護岸の下が根入れが出るというような状況になりますと修理をする程度でございますので、完成されたものだという位置づけがされているということで、これから、こういう状況でございますので、改修などがあれば対応していくというのが、今度は古川部長のほうですので。

建設事業部長 河川改修については、奈良井川も同様でございますし、田川もそうなのですが、いずれにしましても、特に田川の関係については、塩尻市内のほうから、特段大きな工事としての改修要望というのは、現在のところ見あたりませんけれども、いずれにしましても、下流側から整備を進める、これが奈良井川改良事務所、あるいは、松本建設事務所のほうの基本的な考え方の部分ですので、緊急を要する部分の改修については、逐次お願いをしておりますけれども、基本的な部分のところは、そういったことで、今、松本市のエリアの中で、田川についても、奈良井川についても、大きな工事が進められているというのが現状でございますので、御理解をいただきたいと思います。

永井泰仁委員 211ページの遊休荒廃農地総合対策事業ですが、ようやく今回、新規計上ということで本格的に遊休荒廃農地をやる姿勢が見受けられてきているわけですが、この中で試験栽培委託料ということですが、どのようなものを、まず想定されているか、具体的にお願いします。

農林課長 試験栽培につきましては、以前から取り組むこととしております菜の花プロジェクトというものがございまして、菜の花の試験栽培を生産の面から実証をしたいという考え方の委託料でございます。

永井泰仁委員 具体的な荒廃農地をやる場所の選定とか、あるいは、ここをやってほしいと申し出るときには、

どこが窓口になって、どのような形で、ここをやりましょうと箇所づけと言いますか、それは、どのようなシステムというか、方針ですか。

農林課長 この試験栽培に話でよろしいですか。菜の花につきましては、秋口以降から翌年の6、7月の収穫までということになりますので、今の中では、片丘ないし宗賀の床尾でございますけれども、候補地としては考えてございます。窓口は農林課ということでございます。

永井泰仁委員 今、菜の花に限って聞けばそういうことだそうですが、この名前が総合対策事業ということでありますから、今後は、当然、計画をしていくと思います。それから、それぞれの荒廃をしている土地がかなり出てくるものですから、これから将来にわたっての具体的な計画で、年間何ヘクタールずつやるとか、これから先を含めた考え方について伺います。

農林課長 遊休荒廃農地対策としましては、私どものほうでは、国が平成23年までに耕作放棄地を解消したいという考え方を持っておりますので、それにあわせて、平成21年度、平成22年度、平成23年度ということでゼロを目指してまいりたいという考え方でございます。今回、お願いしています農業用の機械の借り上げにつきましては、現在、手が入っていない農地について、作れる状態まで戻したいという事業でございます。それから、あわせて、今まで遊休荒廃農地としてあったところに作物等を作付けしていただいた場合に、その収穫にかなりの労力がかかるということもございまして、それを刈り取りができる機械、汎用型のコンバインですけれど、それを、一応、レンタルしたいというふうに考えております。

もう1つは、農地の再生支援補助金ということで、これにつきましては、木が生えてしまっていてすぐに戻らないというようなもの。あるいは、果樹園等ございまして、それがほったらかしになっていて病害虫の発生の巣になっているというような状況も見受けられますので、そういうものを重機等を用いまして農地に戻すという事業を組み立てをさせていただきました。これにつきましては、国のほうでも耕作放棄地の再生利用緊急対策交付金という制度を設けておりますので、そちらのほうとの活用を図りながら、3年間のうちにですけれども解消をしてまいりたいということでございます。ちなみに市内で、昨年度、農業委員会で実施をしていただきました耕作放棄地の全体調査の中では、43.6ヘクタールの耕作放棄地が確認されておりますけれども、そのうちすでに再開されたもの、あるいは自分で管理している、いつでも作付けができるというような状況のものが11.8ヘクタールございまして、残り31.8ヘクタールということになります。その内訳の中で、19.5ヘクタールに関しては、トラクター等の耕起で作付けが可能になると、それ以外、重機等が必要なものが12.3ヘクタールということでございますので、これを年次的に解消を図っていきたいということでございます。

永井泰仁委員 初歩的なことですが、先ほどの菜の花を作った場合、それが金になった場合には、その金はどこに入るのかということと、平成23年までという1つの限定つきで、重点的に国とあわせてやるということになれば、もう少し予算をふやして、本当に重点期間にかなり克服できるように予算を利用してもいいのではないかと思います。まず、その収入と今後の350万円くらいですが、このペースで平成23年までやっていくのか伺います。

農林課長 試験栽培の関係につきましては、実は、菜の花を栽培しても現実には採算はとれないということでございます。しかしながら、通常の肥培・管理をきちんとしたときに、何キログラム、そこで収量が上がるのだろうかということでございまして、その点について、いろいろな地域で取り組んでおりますけれども、それもた

だ種を撒いて、収穫をして、これだけだよということなものですから、実際にどれくらい採れるのかということ、私どもは実証したいと思っています。そこで採れましたものにつきましては、精油をいたしまして、地域の保育園、学校等で利用していただくというところまで結びつけていきたいというふうに思っておりまして、ここで載せさせていただいたものについては、肥料、農薬等も含めてでございますけれども、管理に要する経費ということでございます。

今後の関係につきましては、実は、これが初年度の取り組みでございます、農家の皆さんの中には、お金をくれてもそのようなことは私にはやらなくてもいいと言う人も中にはおります。現に遊休荒廃農地がありますけれども、なんとか私どもでやるのでやらせてくれないかという話をして、だめだという方もおいでになります。ですので、その取りまとめをどういうふうにするかというものが、遊休荒廃農地を解消していく上でのネックになるかと思えます。そういったことを、農業委員会、あるいはJAさん等々と相談をさせていただきまして、まず先にそれを取り組みたいと思っております。

もう1つは、農業機械等について、今回、レンタルということで借上げをさせていただきますけれども、地域の中では、地域に機械がほしいという話もございます。ただ、私どもは、地域の中には、機械等、農家の倉庫の中に眠っているものもございますので、そういったものを活用させていただきながら、過重な投資にならないようにということで、場合によっては、特定の公的な組織と言いますが、そういうところがそういう機械をそろえて整備をしていくということも考えられますので、いずれにしても緊急に取り組みなければいけないもので、当然、これだけでは、事業費的には足りないかと思えますけれども、地域の皆さんの、ボランティアの皆さんの力を活用しながら進めていきたいということで、気持的には、予算もふやしていただいて取り組んでいきたいというふうな考え方を持っております。

副委員長 菜の花の関係ですけれども、これはエコタウン構想として生活環境面で先行して実施していたと思うのですが、その辺との整合はどうなるのですか。

農林課長 エコタウンについては、地域でボランティアと言いますが、北小野の振興会の皆さんに取り組んでいただいたりして取り組みは進んでおりますけれども、私どもとすれば、菜の花を栽培することによって、地域の農業に影響が出るということもございますので、要するに、病害虫の温床になりかねないという部分がございます。ですので、地域の中では、菜の花に限らず、警戒作物と言いましてひまわりを作るだとか、れんげだとかというようなものも、当然、出てくるかと思えます。そういうものも、いわゆる資源循環型の中の1つでございますので、例えば、菜の花についても、花の段階で花だけ見て、あとは、堆肥として還元するという方法もありますし、最後に実まで採るという方法もあるかと思えます。菜の花プロジェクトの中では、地域の実態にあった取り組みをしていくということでございますので、これについても、菜の花オンリーということではなくて、地域の中で、今、菜の花に取り組みたいというところもございますので、そういうものを、私どもとしては支援をさせていただいて取り組みを進めていきたいということで、平成21年度には、このような取り組みをしてみたいということでございます。

副委員長 これまで、考え方は良かったと思うのですが、連携が取れていなかったと思うので、ぜひ、その辺は、きちんと連携をとりながら、よい方向にまとめてほしいと思います。これは、要望とします。

森川雄三委員 遊休農地を含めてですけれど、いわゆる市民農園等も関連してくると思うのですが、ここに

市民農園農園管理委託料1万8,000円というものがありますけれど、この辺は、どういう状況なのか、どなたが管理をされているのか、その点はいかがですか。

農林課長 市民農園に関しましては、基本的に、市の農林課のほうで管理をさせていただいております。ただ、ここで載せさせていただいたものに関しては、新しく開設するところも含めてでございますけれども、いわゆる耕作ができる状態にトラクターで耕運をする、それから草刈りをする、そういった経費をお願いするものでございます。

森川雄三委員 現在、どのくらい市民農園としてあるのですか。

農林課長 平成20年度は129区画の農園を開設させていただきました。来年度でございますけれども、全部で140区画ということでございます。私ども、新しいところを選定をしておりましたけれど、1カ所返してくれという方がおられて、その分が減ってしまいますけれども、一応、全部で140区画を開設させていただきたいと思っています。

森川雄三委員 荒廃農地の解消に、私はこの市民農園というのは、かなりいいのかなと思ってはいるのですが、ただ、遊休荒廃地の解消という場面では一役買っているかなと、変に考えてしまうのですが、最近19号の檜川方面に向かう右側の国道ですが、畑を整地しているのが最近見受けられると言うか、やっているのですかね。きっと農地を売って、何かにするのかなと、こういう場面が見受けられるのですが、これは御存知ですか。ちょうど、シャルドネとか、あの辺のアルプス展望とか、あの辺のすぐ右側を大きく用地を改修している。

農業委員会事務局長 そこはスタンドができる予定で、この前許可してあります。

森川雄三委員 要は、ブランドのブドウだというような地域において、果たしてそれがいいのかなのか。逆を言えば、今、言うように荒廃遊休地は、そうやって徐々に新しい産業に発展させてやった方がいいのか、その辺は行政としてどのようなお考えでおられるのか。あの位置は、桔梗ヶ原としては、ブドウの一等のメイン通りと言ったら間違いのない所なのですが、その点はいかがですか。

農林課長 今、国のほうでも自給率が下がっておりまして、農地に対しては、できるだけ減らさないと言いますか、優良農地は確保していくという考え方を持っています。ただ、私どもも地域の顔でございますので、そういう部分で残したいという部分はございますが、一方で農家の側とすれば、今までの状況では続けられないという事情もございます。たまたま、今回の箇所等につきましては、国道に面しているということで、農振の除外が容易にできる箇所でございますので、そういう中で、私どもも認めざるを得なかったという状況でございます。本当は農地として確保していきたいという考えでございます。そういうことで、あちらこちらに遊休荒廃農地もふえてきているのも事実でございますので、それを、ある資源をどういうふうを活用していくかということでございますけれども、特に、個人の所有で持っていたという話になれば、なかなか、それを維持するということが難しくなってしまうので、集約化等、必要に応じてそこに基盤整備を入れながらということになると思いますけれども、きちんとした農地を確保していく必要があるだろうと、そういう考え方ではあります。

森川雄三委員 市としてブドウの産地として、ブランドを推進する一方で、そういう地域がいわゆる侵食されていくという場面において、いろいろな思いというか、危惧される面が出てくるわけなのですが、要するに、国道19号自体は、別に産業地域になってしまってもしょうがないと、こういう思いがあるのかなのか、その点はいかがですか。

経済事業部長 まず土地利用から少し御理解いただかなければいけないと思うのですが、基本的には、国道、あるいは一定の車線の県道の沿線は、ガソリンスタンドとか、いわゆる沿道サービスと言いまして、一定の地域の住民の皆さんに生活の利便を与える施設については、開発行為がおおるわけです。それは、過去からずっと、塩尻市は、そういう意味でドライブインから始まって認めてきた経過がございます。片やブドウの里というのは、沿道サービスというのは、国道から50メートルだったか、奥までは行きませんので、少なくともその範囲だけはとどめられるということですから、今の国道の開発状況を見ながらいきますと、農業の集約性と言いますか、そういうものを元に沿道サービスみたいなものが出てくることを阻止することは、なかなか、法的に難しいと私どもは考えております。したがって、地主さんの開発申請が出てきて、一定の沿道サービス事業として認められるものについては、これは、県で認められるわけですから、開発関係で認められるものについては、農振除外をせざるを得ないというのが私どもの現状でございます。

片や、では、市が工業団地をどこかに増設するから認めてほしいと言っても、これはなかなか認められない。こういう土地利用の矛盾が、それぞれ、国のレベルで抱えているのです。地方はそういうものに対して、国の許可が必ずいるということになっていますから、そうでなくて、地方の独自のやり方でやらせてほしいというのが、地方分権の一番ネックになっているところですから、それが、何十年たっても解決しない。したがって、私どもも、ドライブインなら農振除外ができて、しかも沿道サービスで農振除外ができて、市がやる工業団地なり、なんとか団地は、なかなか農振除外ができない。そういう矛盾を抱えながらやっていることが果たしていいのかどうかというのは、我々の主張なのですが、しかしながら、現状では、そういうことなものですから、これは、やはり、法改正なり、きちんと地方の段階に土地利用を渡していただきたいというのが、私どもの基本的な考え方です。しかしながら、それを受ける地方の側もしっかりした土地利用計画を持って、きちんと理屈が通った土地利用をしていかなければ、市民の皆さんや特に地主の皆さんに対しては、それだけのことができませんので、そういうことを念頭にしながら進めているというのが、今の現状でございますので、ぜひ、御理解をお願いしたいと思います。

太田茂実委員 2点ほど、簡単なことですが、猿の対策、猿害対策、これがどういう基準で出ているのかということと、もう1点、農業用プラスチック、廃プラの回収あっせん事業が660万円ほど出ているのですけれど、この補助率というか、どういうふうになっているのか、この2点をお聞かせください。

農林課長 猿害対策事業委託料396万円でございますが、これにつきましては、実際の作業につきましては、猟友会に委託をして猿追いをやっていただいております。一応、猿が出没する期間でございますけれども6月から6カ月間ということをお願いして、地区を、檜川地区、宗賀、洗馬の下小曾部と上小曾部、西条のほうまででございますけれども、6人で分担をいただいております。猿の出没の多い朝方、夕方でございますけれども、出役をいただいて、猿を発見した段階では追い払いをするか、場合によっては銃器での駆除を行っていただいております。お陰様で、平成20年度については、平成21年に比べましてだいぶ静かになっております。その算出の根拠というお話ですが、

太田茂実委員 6人で300万円いくらを割ったら、1人60万円いくら。

農林課長 6カ月間、1日5時間勤務していただいて、6人で6地区を全部回ってもらうということで算出させていただきます。396万円ということなのですが、

廃プラスチックの関係については、平成20年度の場合は、5分の1の補助をさせていただいておりまして、平成21年度につきましても同様に5分の1の補助を計上させていただきたいと思っております。

太田茂実委員 猿については永遠の戦いだと思うのですけれど、本当に、逆に言えば、脅かしでなくて発砲をして、例えば、けがをしたというくらいにしないと、なかなか対策は効果が上がると言えないと思うのだけれど、それは、私のひとり言です。

プラスチックについてはJAに委託をしていると思うのですけれど、個人でも処理料を出しているのです。処理費用を農協に払っている。だから、どのくらいの量が出て、キロ当たりというか、トン当たりいくらなのかということを知らせてもらいたいと思います、処理費用を。

農林課長 処理量につきましては、平成19年度でございますけれど、両JAで887トン、平成20年度に関しましては922トンでございますけれども、ポリマルチ、塩ビとあわせてでございますが、出てございます。その5分の1ということでございますので、3,300万円余の処理料がかかっているということでございます。

太田茂実委員 個人負担が結構あるのです。なかなかふたをしてあって、勝手に持って行って入れるわけにはいかない。きちんと監視のもとキロ数を計って、こういうことで農家の人も処理が大変だと思います。そういった面で、畑に消えてなくなるというマルチがあるが、できれば、そういうものに対する補助を市で出してもらったほうが、そういった費用をかけるのだったらそのほうがいいのではないかというふうに思うのです。農業者もいいし、市も負担が少なくてすむのではないかというふうに思います。それは、どうですか。

農林課長 生分解マルチに関しては、何年か前に私どもも補助の対象とさせていただきました。この廃プラスチックについても農業経営の中で必要な経費ということで、そろそろですけれども、市のほうの補助金も打ち切りたいという考え方でございまして、ここ何年かやっている中で、その補助率を下げている状況もございまして。ただ、過去においては、廃プラスチックに関しては、埋め立ての処理しかしていなかったのですけれども、最近では、市内でもそういう処理業者が出てまいりましたし、再生するというようなことになってきていますので、そういった面では資源の活用が図られてきているのかなと思いますので、引き続きですけれども事業を継続させていただきたいというのが実情でございます。

太田茂実委員 打ち切らないようにお願いします。

森川雄三委員 関連で、クマの学習の関係なのですけれど、つかまえて、唐辛子が何かやって逃がしてやるということだと思っております。猟友会の人に聞いても、そのようなことをしても、また、必ず来ると。意外とためなのです。無駄な投資だと私は思う。これは、やはり個体調整ではないけれど、つかまえたなら調整をするような方向ができないものなのか。

農林課長 実は、クマに関しては、私どもも、人家に近いところでございますので、できれば捕殺をしたいというふうに考えておりまして、そういうことも県に対して許可をしてくれという要望をまいりました。ところが平成20年度の中では、2頭しか許可にならないという事情もございまして、クマの保護をしている皆さんに言わせると、クマの頭数というのは減っているということでございまして、きちんと保護もしていかなければいけないという考え方でございます。私どもは、そういう中で、クマが出るというどうしてもおりを仕掛けざるを得ないものですから、仕掛けるとほとんどと言っていいくらいかかります。それを捕殺をできないという話ですので、大変申し訳ないのですけれど、一昨年でしたか、こちらで捕獲をしたものを白川の国有林に持って

いって放したというようなことがございました。右のものを左に寄せるだけなものですから、その地域ではいなくなるのですけれど。実際にそういうことを信州熊研ですけれども、やっていただいていますので、その方たちは、自分のところで山を持っているとお聞きしております。そこに持って行って放すということでございますので、私ども、市内にとどめておくということではなくて、外に持ち出して行っていただくということで、この新しい予算ですけれども計上させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

森川雄三委員 それは、どこへ、場所は。木曾ではないでしょう。

農林課長 どうも公に、その場所がされてないようです。

森川雄三委員 やっぱりね。

委員長 そうということで、休憩いたします。1時10分まで休憩します。

午後12時13分 休憩

午後 1時10分 再開

委員長 それでは引き続き審議いたします。少しスピードアップしていただきたいと思いますので、今までの間でまだ質問ありますか？

副委員長 はい、あります。申し訳ないです。まず209ページのぶどうの郷づくり推進事業の関係ですけれど、ここに前年はワイン振興コーディネーターの費用が盛られていたのですけれど、今回、新年度から盛られていない。その辺の理由はどういうところにあるのですか。

農林課長 ワイン振興コーディネーターに関しては、当初平成18年からの3年事業ということで取り組んできておりまして、一たん3年の期間がきたということの中で、今回は切らせていただきました。

副委員長 もうしていないということで、これまでは実質、志学館の先生だったと思うのですが、ではないくなるということですか。

農林課長 4月以降に関しましては、私どもも市として、過去3年間1,000万円近いお金ということで、人材育成ということで振興費がありましたけれども、県のほうとしてきちんと対応していただきたいというお話を教育委員会のほうにさせていただいてきておりますけれども、その中では教育の中での対応については、今までの体制で十分だと。いわゆるワインコーディネーターがいなくても対応ができるということでございましたので、私どもも一たんここで切らせていただいたということです。

副委員長 そういった意味でいくと、ブランド戦略上、必要な人材という位置づけもあったと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

経済事業部長 私から申し上げますが、今、課長が答弁申し上げましたとおり、当初から3年間の事業で私どもは予定しておりまして、その間に、主に高校のめんどうというか、高校の人材育成ということでみていただいたものですから、その間に、高校として新しい人材というか、今の方と同じようなことを担っていくことを、県の教育委員会とも相談してやっていくという約束で始まった事業であります。したがって、本来、ある一部は、県できちんと責任を持ってやっていただくということが本来の筋であろうということで、私も県の教育委員会、農政部等に出かけまして、3年目になるのでどうしてくれるのかなということで折衝をしまいいりました。いまだにきちんとした答えはありませんけれど、学校側ではなんとか対応していくのもう1年なんとか延長し

てくれないかというような御要望もあることは事実であります。しかしながら、今回、一応3年の事業というこ
となものですから、一応切らせていただいて、県との話し合いというか、いい具合ななんかのものがあれば、
考えさせていただくということで、今回は一応、当初予算では削ったということで処理をさせていただきます、
ということであります。

確かにブランドにつきましては、私どもも、ワインの醸造に精通している人材が市の内部という形で存在する
ことは、非常に大きいことだと思いますし、現に塩尻志学館高校のワインが原産地呼称に何本も入っているとい
うようなことで、それによって志学館高校のワイン醸造というのが全国的にテレビで放映されたり、いろんなこ
とで世の中に出てくる。塩尻全体のワインの底上げになっているということは否めない事実でございます。そう
いうことも含めて、今後、県と、あるいは学校側とよりよい方向で話を進展したほうがいいなと思っておりますが、
全体を私どもが全部100%私どもが責任を持つということになれば、いつまでも塩尻市の事業として継続せざ
るを得ませんので、県も一定の責任を持っていただく。高校教育の中でワインを30年もやってきたというのは、
それだけの歴史もあるわけですから、学校も県も責任を持っていただくというのが、私どもは順当だと思います
のでその話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

副委員長 わかりました。ぜひ人材育成は、長期的な意味でも重要な部分だと思いますし、学校側にとっても
一番のアピールポイントではないかと思うので、ぜひいい話になるようお願いしたいと思います。

それでは別の意見をお願いします。215ページの土地改良事業負担金の関係で、中信平の二期の土地改良の負
担金は新年度からだと思うのですが、負担金の考え方と申しますか、積算根拠はどういうふうになっていま
すか。

農林課長 中信平の二期の事業を始める段階で事業負担割合というものを決めてございまして、市町村に関し
ては6.7%を負担するということになってございます。そのうち中信平の受益の面積が総面積で8,847ヘ
クタール余ございまして、塩尻市の関係につきましては800ヘクタール余あるわけですが、そのうちの
属人主義ということで、塩尻市に関係した分だけでございますけれど、それが543ヘクタールございまして、
ですので、6.7%の面積案分ということで、負担割合は全体の0.411というような数字で算出をしてござい
ます。ちなみに、指定工事に関してでございますけれども、頭首工24億7,000万円余かかっておりまして、
それに対する塩尻市の負担額ですけれども、1,018万2,000円ということでございます。

副委員長 そうするとこの負担金は事業完了まで続くということですよね、当然。

農林課長 指定工事につきましては、平成20年度で一応終了になります。本来ですとこれから償還が始まる
わけでございますけれども、17年で返済をすることになりますけれども、それよりも、ここで一括して返済し
た方が安いということでございまして、この管内の市町村でございますけれども、繰り上げ償還をするとい
うことで決定をいたしまして、この予算を通していただきますと4月でございますけれども、繰り上げ償還をする
という運びになってまいります。

副委員長 はい、わかりました。もう1点、済みません。221ページの森林等整備維持管理費の関係で、若
干重複になるかもしれませんが、前年度は、県単の間伐対策の補助金と里山エリア再生交付金の項目がありまし
たが、確か予算の時に支出のあり方等の問題があったかと思うのですが、その2つについては、ここにある森林
整備補助金の中に組み込まれているという考え方ではよろしいのでしょうか。

農林課長 森林整備補助金につきましては、実は県の森林整備に対する県単の補助金がありましたけれど、今も現実にはございます。10分の4の補助率でございまして、それに市町村が3割乗せまして10分の7ということでございましたが、県のほうが補助率を10分の5にいたしまして、今まで義務かさ上げということで市町村に負担を求めておりましたけれど、その負担がなくなりました。その関係で現実には県民税のほうに誘導するという意味合いもございまして、補助率の高い県民税の10分の9のほうに移行していますので、実際には、県単の事業というのはなくなってまいりましたので、私どもはこの事業の中に里山エリアの国庫事業と、市単のふるさと森林整備ですけれど、この事業を一緒に入れさせていただいて、今回、予算計上をさせていただいたということでございます。

副委員長 そうすると、確認ですけれど、県単の間伐事業の補助金はなくなって、里山エリアの再生交付金は森林整備補助金のほうに組み込まれているということによろしいですか。

農林課長 そういった内容になっております。

副委員長 わかりました。

中村努委員 203ページの農業委員報酬30人分があがっていきまして、そのあとで、205ページに農業振興協議会の委員として15人分。それから211ページに農地流動化推進委員報酬として13人分があがっていますが、これは全部農業委員の仕事だと思えますけれど、すみ分けはどういうふうになっていますか。

農林課長 私どものほうは205ページの農業振興協議会の委員報酬15人分のご関係でございますが、その関係は、市の農業振興に係る事項について御審議いただく内容でございまして、農業委員とは、農業委員の会長、農地部会長、農振部会長は委員としては入っていただいておりますけれど、そのほか土地改良区、議会の関係も入っていただいておりますし、そういったことで203ページの農業委員さんの活動、あるいは農地流動化推進委員の活動とは別でございまして、よろしくお願いたします。

農業委員会事務局長 農地流動化推進委員は、30人の農業委員のいない地区、たとえば檜川村とか、そういうところから13人来ていただいて、主な仕事は農地パトロールを一緒にやるとか、農地相談を一緒にやるとか、そういうものなのでお願いします。農業委員とは別です。一緒に作業をやりますが、そういうことになっています。

委員長 よろしいですか。

中村努委員 わかりました。

森川雄三委員 関連ですが、その流動化推進委員ですけれども、昨年まで17人、今年度は15人になっているが、13人かな、この辺が1点。それから先ほどの215ページの土地改良事業補助交付金とあるのですが、今年度が1億2,700万円。平成19年が1億3,000万円、平成20年が1億2,200万円。いわゆる償還金の県補助というお話だったと思いますが、平成19年度がピークだったというようなお話を当時されたのではなかったかと思うのです。それが今年度に来て、昨年より500万円ばかりふえている。これはどういうわけなのかということをお願いしたい。

それと、その下の農地水環境保全向上対策交付金といったものは、どういったものなのか、この3点を。

農業委員会事務局長 流動化の関係は、農業委員の関係は、昨年3月に新しい農業委員が出ましたので、いない地区からの調整ですので、結果的に13人になったということですのでお願いします。出てくる地域がそれ

それぞれ違うものですから。

農林課長 土地改良事業の補助交付金の関係でございますけれども、事業をしなければ減額になってくるわけでございますけれども、今、たまたま県営畑総の関係で、岩垂地区で平成13年度以降でございますけれども、事業を実施しておりまして、その工事の進捗に合わせて借入れをしております。その関係で、2年の据え置きを経まして残金の返済が出てまいりますので、そういったところでふえてきているということでございます。

もう1点、農地水環境保全向上対策交付金でございますけれども、平成20年度につきましては上西条で共同活動ということで取り組んでいただいております。農地だとか農業用水の資源でございますけれど、これをみんな守っていかなくてはいけないということで、高齢化等が進んでおりまして、そういった水路等も維持していく人たちが、実際の農業者だけではカバーできなくなってきている部分がございますので、地域の皆さんと一緒に入っていただいて取り組みを進めていこうということでの事業でございます。今年度につきましては、下西条がもう一部事業を実施したいということでございまして、たとえば水路でございますけれど、草刈りをやっていただくとか、簡単な補修をやっていただくとか、そういった事業、活動に対しての交付金でございます。

委員長 よろしいですか。それでは、ないようですので次に商工費に移ります。商工費・災害復旧費の説明をお願いいたします。

商工課長 予算書の222、223ページをお開き願いたいと思います。説明資料では37ページをお願いいたします。7款商工費1目商工総務費。本年度につきましては1億4,317万1,000円を計上させていただきました。比較で7,284万9,000円増となっておりますが、職員給与費のところ、地域ブランドが本年度から立ち上がりまして、そちらの職員3人の増。あるいは、商工総務事務所経費のところ、地場産センター運営貸付金。これにつきましては昨年決算のところでも御意見をいただいたように、行って来いというような財源でもありますので、こちらのほうに計上させていただきました。前年対比7,200万円ほど増となったものであります。

次に224ページをお願いいたします。2目商工振興費でございます。全体で本年度16億1,170万2,000円、前年度対比にいたしまして9,857万3,000円ほどの増となっております。これにつきましては、本年度、緊急経済対策等に伴いましての中小企業融資あっせんに取り組んでおられるわけなのですが、それらの残債等に伴いましての新年度への預託金が増額と、主にはなっております。

それぞれ事業別についてご説明させていただきます。225ページ、一番初めの商工業振興推進事業でございます。6,631万4,000円を計上させていただきました。商工業振興対策事業補助金としまして5,434万3,000円。これらにつきましては今まで今泉等で行ってきました企業立地、あるいは工場等の増設に伴います3年分の補助金等が主でございます。それらの費用でございます。また1つとんでまつもと広域工業まつり負担金80万円、これにつきましては広域工業まつりの負担金として、新年度も同様に同額の80万円を計上させていただきました。その下の環境・生活・産業フェアの負担金80万円でございますが、市制50周年事業といたしまして計画しております事業の、産業フェア分につきましては商工費の方で計上させていただいたものであります。その下の駐車場事業会計貸付金1,000万円につきましては、新年度の償還分の一部費用といたしまして、貸付金をお願いしたものでございます。

次に、中小企業融資あっせん事業14億6,596万7,000円でございますが、中小企業融資あっせんの

保証料といたしまして、本年度同様 5,000 万円を計上させていただきました。保証料につきましては、9 段階で申請企業別、申請者別に設定されているところであります。また、その下の資金預託金といたしましては、残債等を見ながら 14 億 1,596 万 7,000 円を計上させていただいております。預託倍率 4.5 倍、市内 5 金融機関に預託を見込んでいるものでございます。

その下の工業団地維持管理事業 772 万 5,000 円、中の公共施設管理委託料 259 万 9,000 円につきましては、産業団地の樹木、あるいは草刈り等管理の委託をお願いしていくものであります。その下の新産業団地開発調査委託料でございますが、現在、アルプス工業団地の増設を行っているわけでございますが、地区計画という手法に沿って計画を進めております。それに伴います既存工業団地とあわせただ中の約 1.2 ヘクタールの計画策定、あるいは基本調査、今後におきます立地調査等実施に伴います委託料を計上させていただきました。その下の環境整備工事 59 万 5,000 円でございますが、今泉産業団地の一通り入居希望が決まった中でのまだ不備となっております、看板等の整備に伴う費用でございます。

その下、商工団体活動支援事業 1,227 万 4,000 円でございます。商工会議所の事業補助金といたしまして 1,202 万 4,000 円を計上させていただきました。事業補助分として 452 万 3,000 円、また経営指導分としての 525 万円、あるいは榎川合併分から引き継いでおります、毎年、ややそれについても減額させていただいておりますが、それらを合わせた中での事業費分を計上させていただきました。その下の工業団地組合等事業補助金 25 万円。角前工業団地の活動補助、管理委託補助としての費用を充てております。

企業立地推進事業といたしまして 1,974 万 9,000 円でございます。用地取得費といたしまして 1,943 万 8,000 円を計上させていただきました。21 区画に 16 社の分譲、あるいは定借で企業誘致を行ったわけでございます。中には定期借地として進出しているところもありまして、6 社 7 区画分につきまして土地開発公社へ支払い分でございます。

次に 227 ページをお願いいたします。テクノガーデンシティ推進事業、第二次産業振興ビジョンにのっとり産業振興を行っているわけでございますが、その事業費 1,554 万 4,000 円を計上させていただきました。テクノコーディネーターを 2 人設置しておりまして、それらの嘱託員の報酬あるいは保険料、また下から 3 つめの黒ポツになります。信州 TLO 負担金といたしまして 50 万円。これは信州大学、あるいは長野高等専と連携しながら人材育成、あるいは研究開発等を行っているわけなのですが、それらの負担金費用。また、その下の推進プロジェクト負担金といたしまして 180 万円を計上させていただきました。市内企業の技術の高度化、あるいは人材育成、あるいはオープンイノベーションといったような技術交流会を実施している中での会議所等々との連携した負担金でございます。その下、SIP 組込みシステムプロジェクト負担金といたしまして 362 万円を計上させていただきました。塩尻インキュベーションプラザを拠点に行っております組込みシステムプロジェクト事業につきましての負担金でございます。

その下、まちなか賑わい創出事業につきまして 384 万 8,000 円を計上させていただきました。商店街活性化事業補助金といたしまして 240 万円、広丘夏まつり 120 万円、あるいは大門の商店街を中心とした各種イベント補助などを支援させていただくものであります。ハロウィーン開催負担金といたしまして 130 万円計上させていただきました。今年度も大変にぎわったイベントでございますが、新年度におきましても同額の 130 万円をもちまして負担金を計上させていただいたものであります。

次の塩尻インキュベーションプラザ管理諸経費1,962万1,000円でございますが、通称SIPとっておりますが、こちらの事業も3年度目を迎えます。こちらの施設管理に必要な費用を計上させていただきました。施設管理委託料といたしまして668万9,000円。その下のインキュベーション・マネジメント委託料714万円等でございます。これらにつきましては収入等もございまして、それらの財源を充てているものであります。

次の228、229ページをお開き願いたいと思います。3目木曾漆器振興費といたしまして、本年度は先ほどのように整理させていただいた中で、5,237万7,000円を計上させていただいたものであります。事業といたしまして、木曾漆器振興対策事業補助金として695万3,000円。木曾漆器協同組合、あるいは生産者組合、またグループの育成、伝統工芸士会等への活動補助をさせていただくものであります。その下、ハブ・ファクトリー運営補助金、新たな商品開発、あるいは需要改革等、文化財修復等を執り行っております、ハブ・ファクトリーの事業補助といたしまして180万円を計上させていただきました。その下、漆器祭開催負担金。漆器祭の開催に301万4,000円を計上させていただいたものであります。その下、地場産センター運営補助金といたしまして、まだまだ地場産センターのほう、償還が約3億ほどあるわけでございますが、そういった支援、あるいは企業補助等あわせての4,000万円を計上させていただいたものであります。以上でございます。

ブランド推進室長 それでは、予算書の230、231ページをお願いしたいと思います。説明資料では43ページを御覧いただきたいと思います。5目の地域ブランド推進事業費でございます。地域ブランドの推進事業579万7,000円をお願いするものでございますが、下から2番目の塩尻「地域ブランド」戦略推進委託料135万円でございますが、これにつきましては、NPO法人でありますSCOPによります塩尻産品の販路開拓のためのマーケティングですね。消費者モニター調査、分析、市内関係団体や業界とのコーディネートを行い、民間での塩尻ブランド構築の取り組みの助成を行うという形の委託料でございます。その下の地域ブランド推進活動負担金400万円でございますが、これにつきましてはワインを中心として、木曾漆器、農産物、農産物の加工品等を権略に首都圏や中京、関西圏での徹底した販売と観光のPRを実施してもらいます。また消費者に対しましては、駅中ビストロの継続的な取り組みとして、ワインと塩尻食材を活用したイベントを市内あるいは県外において開催を行い認知度の向上を図ってまいりたいということでございます。それとあわせて、飲食店、流通関係、小売り、卸売りの関係者に対しまして塩尻ワインと塩尻食材、料理を含めた塩尻食材でございますが、これのプレゼンテーションを実施し、塩尻産品の流通拡大を目指してまいりたいと思います。

続いてその下の地域ブランド発信事業192万7,000円をお願いするものでございますが、2番目のイメージデザイン等募集賞金72万円でございますが、これにつきましては、塩尻のイメージについてわかりやすく、個性的で親しみやすいロゴマークを全国から募集をしたいと考えています。また塩尻の情景がわかるキャッチフレーズもあわせて全国から募集いたします。それぞれ30万円が最優秀賞ということで考えております。採用したデザイン等につきましては、本市の地域産品などに表示をするとともに、市の封筒や文書等にも印刷をして使用し、イメージ定着のため多用途に活用してまいりたいと考えています。その1つとんで、35万円の広告料でございますが、これにつきましてはこの募集賞金に対しての広告料でございまして、全国的なデザイン専門誌、発行部数が約5万部でございますが、これはプロ、セミプロが読んでいらっしゃるというデザイン専門誌でござ

いますが、これへの募集広告を掲載するというものでございます。これにつきましては、少し言葉が悪いのですが、うまくいきますと無料で広告を掲載してもらえということもでございますけれども、一般的に掲載する場合には35万円ということで単価をさせていただきました。一番下のホームページ更新委託料72万5,000円でございますが、本市の自然、歴史、地域の特色や観光情報など、市全体の紹介をして本市のイメージアップ、訪問への動機付けを図るとともに、地域産品の紹介と産品等を購入するための情報の提供を行う、そういうことを行いまして、本市の認知度向上と地域資源の魅力の発信をするために、現在あるホームページの再構築を行うものでございます。以上でございます。

観光課長 それでは私のほうから6目の観光費について御説明いたします。予算書は232、233ページにありますのでお聞きいただきたいと思います。なお、予算説明資料は39ページにありますのであわせてお願いいたします。観光費ですけれども、去年は1億1,760万7,000円ということですが、新年度につきましては1億775万6,000円ということで、昨年対比92%ということで事業計画をしたものであります。

まず観光振興事業であります。総額で2,764万4,000円を計上いたしました。その主なものにつきましては、市内を紹介するパンフレット、あるいはマスメディアへの宣伝、あるいは県のホームページのバナー広告というようなものであります。これらに400万円余です。それから一番大きなものとして、観光事業委託料ということでありますが、観光協会の職員の人件費、および観光イベント等の事業推進にかかわるものです。人件費は1,781万7,000円余ということになります。それから小坂田公園の納涼花火大会あるいは、酒とそばを味わう会などイベント、さらには奈良井宿の案内所の家賃、あるいは駅前ブドウの管理等々であります。それらの委託と、それから新たに奈良井宿のほうになりますが、AEDの導入、それから平成16年度から長野県の観光協会の会費というのが徴収免除ということが行われていたところではありますが、観光立県の再考ということに向けて基盤強化、あるいは活動推進のために新年度から会費の徴収が復活するということになります。会費は15万8,000円ということになります。それらの観光イベントの合計が203万円余であります。合わせて2,764万4,000円ということになります。

続きまして、観光施設維持管理費であります。総額で1,061万8,000円を計上したところであります。これにつきましては、市内には観光トイレや案内板、あるいは遊歩道、ヘラブナの釣り場とか公園など多くの観光施設を保有しています。それらにかかわる管理費ということであげてあるものであります。その中で特に全体的に大きいものとしましては、委託料があります。これはみどり湖の釣り場周辺の委託、それから235ページのほうになりますが、みどり湖公園の公園等の管理、あるいはサラダ公園等の管理になります。みどり湖の管理につきましては271万5,000円、それからみどり湖公園等、公園の整備管理としまして149万1,000円です。

次に、観光振興事業の負担金であります。これにつきましては総額で966万3,000円ということになります。これにつきましては他地域と情報の共有化をはかり、さらに広域観光の魅力を生み出すための負担金ということになります。特に目立つものとしまして、日本アルプス観光連盟負担金であります。これは松本大町の間での広域であります。この負担金が59万円になります。それから県営松本空港の利用促進協議会の負担金であります。これは地域をあげて空港利用促進をやっているところではありますが、観光客の誘致も含めてさらなる利用促進を図るためということで負担金130万円ということになります。それから日本アルプスサラダ街

道協議会の負担金であります。これはサラダ街道地域の活動の支援、あるいは誘客、あるいは地場製品の振興など、街道の共同イベント等をするための負担金であります。90万円であります。それから木曽観光連盟の負担金であります。これは首都圏、あるいは中京圏への宣伝活動、あるいはパンフレットの作成、また新宿からの高速バスの利用促進等、観光宣伝事業の推進、またJR東海との共同によります誘客事業であります。共同宣伝事業費になります。木曽宣伝協議会というものがあありますが、これらの合わせた負担金としまして250万6,000円になります。それから、木曽広域連合負担金であります。これは平成10年から14年にかけて旧檜川村時代に木曽広域連合に設置した広域の公共サインであります。これが全部で55基分になります。これらの償還金と若干の維持費というものであります。342万2,000円になります。

それから、今度は新規の事業になりますが、ジャパンアルプス広域観光都市連絡協議会というものがああります。これにつきましては、日本アルプスを囲む都市間で広域連携を図れないかということで、中信地区の4市でまず話が進められ、その後、県をまたいだところでやはり同じような問題を抱えているところとの連携を果たすということで、長野県側が先ほどの松本市、塩尻市、大町市、安曇野市、それから富山県が富山市、岐阜県が高山市、飛騨市の7市による広域観光連携を進めるということであります。それらに伴う事業の負担であります。ホームページ等、あるいはパンフレット等々の作成になります。これは均一で各団体10万円ということでありまして、10万円になります。それからもう一つ、これも新しい事業になりますが、全国街道交流会議。これにつきましては、現在、青森から長崎県の大村市まで全国68市町村が加入しているものであります。長野県におきましても、飯田市、南木曽町、松本市が加入をしているものであります。また関連することでは馬籠をかかえています中津川市、あるいは旧檜川時代から交流のある東海道の袋井市がそれぞれ加入している状況であります。目的としましては、街道を通じた地域振興ということになります。活動の内容は、それぞれの地域で行うものと、全体的に行うものがあるようですが、古道、街道周辺の歴史とか文化を伝えながら交流を促進し、地域の活力作りに取り組むというような事業であります。合わせて966万3,000円になります。

続きまして、観光振興イベント・生涯学習観光等推進事業であります。これは市制50周年の一環として既存のイベントを充実させたいということであり。市民の憩いの機会を創出しながら交流人口の増加に努め、さらには塩尻のイメージアップを図るものであります。玄蕃まつりであり。これは市民あげての大きな市民祭ということになります。昨年同様に450万円。それから、昨年は近年になく大勢人が入っていただいたのですが、観光草競馬ということであり。これが同じく400万円。それからぶどうの里秋まつりということで、8月下旬から10月まで行われますぶどうまつりへの負担であります。これが60万円。

次に237ページのほうをお開きいただきたいと思います。塩嶺高原地域整備関連の事業であります。これにつきましては、いこいの森の公園の管理委託であります。172万3,000円。それから負担金としまして、岡谷市、辰野市の2市1町で構成されております塩嶺王城観光開発協議会への負担金であります。これはまず、通常の負担金44万円とそれから共同管理負担金として13万円です。それらを合わせまして、321万8,000円あります。

それから予算説明書のほう、資料は40ページをお願いいたします。観光資源ブランド化推進事業であります。地域の資源の振興であり、首都圏への情報発信、消費者拡大を図りながらブランド確立を図るものであります。これにつきましては、大きなものとしまして、昨年もだいぶ盛況をいただきまして3,000人という大勢

の方が参加していただきましたが、ワイナリーフェスタ2009を計画するものであります。あわせて同日に行われますヌーボーワインの夕べ、これらを含む経費。また、今年度につきましては、先の2月に行われましたが、ワインと語る夕べ、これらを開催する負担の助成としてまして200万円。それから首都圏、名古屋等におけるワインや地域観光資源の情報発信事業としまして、80万円の負担金を盛ったところでありまして。なお、今年度につきましては、ワインを中心に東京で行われたものであります。大変盛況をいただいたということで、すでにいくつかの効果が出ているような状況があります。総額で478万9,000円になります。

それから桔梗ヶ原ブランド構築整備事業であります。これにつきましては、西口周辺の、これは観光ビジョンに基づいて進められておりますが、地域の回遊性、あるいは集客を高めるための駅西周辺の道標の設置であります。これにつきましては本会議でも部長のほうから答弁があったと思っておりますけれども、最近かなりの方々がウォーキングを楽しまれるということであります。JR東日本でも昨年は駅からハイキングということで、大勢のお客さんをこちらに招いていただいております。さらに平成21年はJR東海も同じような企画をと考えているようであります。そのようなことで道標の設置ということで42万円を計上しております。以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 災害復旧費をお願いします。

農林課長 それでは、334、335ページをお願いしたいと思います。11款災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、1目の市単農業施設災害復旧費62万9,000円。それから2目の市単の林業施設の災害復旧費、同じく62万9,000円でございますけれども、災害発生時の応急工事用の費用として芽出しをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは質疑に入ります。委員より質問はありますか。

中村努委員 225ページの中小企業融資あっせん事業ですが、関係資料で言うと、前年度予算額が13億7,700万円ですが、これはたぶん当初予算の額だと思うのですが、その後の補正まで全部入れると、前年度予算額はどのくらいになるのですか。

商工課長 12月に2億2,000万円を補正に計上させていただきました。現在、合計で15億5,024万円となっております。

中村努委員 これは後ほどの補正予算3,900万円も入れてということでよろしいですか。

商工課長 それは入ってございません。保証料のほうでありますので、預託金のほうには入っておりません。

中村努委員 それと、おそらく補正の額を全部含めた数字が、御利用いただいた金額だと思うのですが、その利用された件数、それから統計があるかどうかわかりませんが、市内のいわゆる対象となる事業者のうち、どのくらいの方がご利用されたのか、もしわかったらお願いします。

商工課長 直近の2月の末の状況でございますが、市の制度資金分で324件。22億2,881万2,000円となっております。県制度分を合わせますと371件。32億9,161万2,000円でありまして、前年度対比1.7倍ほどになっております。市内の事業所といたしましては、統計上3,000件余になっております。しかしながら、家庭の大変細かいというのですか、零細の事業所もありますので、製造業ですと約300、商業、サービス、小売りと言いますと600ほどあります。したがって、会議所の会員数は今、2,200くらいですので、そのようなところが主に対象となっているものと思われまして、お答えといたしましては、7分の

1 くらいなのかなあと考えております。それと委員のおっしゃいます緊急保証の関係ですか。そんな話はないですか。すみません。

委員長 ほかにありますか。

中村委員 だいたい7分の1程度が利用しているのだと。だいたい7分の6は借りなくてもやっていける状態だというふうに感じているのかということが1つ。それから、県に対して、県の信用保証協会保証料の補給を行っていますけれども、これは融資を受けた実績に応じて保証料を払っているのか、あるいは定額で払っているのかどちらかを教えてください。

商工課長 前段の部分でございますが、制度資金としては371件、現在のところでありまして。緊急保証として10月以降、おとといまで198件、約200件ございました。それらの皆さんはどうしているかと言いますと、市の制度資金としての経営安定資金等を利用されている方と、あるいはプロパー資金、各銀行さんが持っておりますメニューとしての資金をあっせんいただいている方と、あるいは国の関係、今は商工中金さんも民間になったのですが、まだそういった国金とか、そういったところを窓口にしてお借りしている方もおいでになりますので、需要としてはこれというような話ではないと思います。

資金の中身を見ますと、資金別には、経営安定資金が97件、現段階では100件くらいでありますので、かつてITバブルと称された頃、平成12年、13年頃ですね、そんな頃と比べますと、まだ低い状況です。と言いますのは、どちらかと言うと、借り換え等も始まっておりますが、純資金需要がないものですからその資金の手立てがない。どちらかと言うと、困っておりますのは、資金繰りというのですか、自転車操業といえおかしいのですが借金のための借金というような、そういったことが必要とされている方が多いのではないかと思います。

保証料につきましてですが、保証料は現段階では9段階の設定になっております。保証料率といたしましては、0.5から2.2までの9段階別になっておりまして、先ほど申しました緊急保証ですね、ここで、国対策でやっております。これらにつきましては0.8といったような、大変割安の保証料です。いずれにしましても緊急保証部分につきましては、市が全額保証させていただいております。以上でございます。

白木俊嗣委員 話はわかりましたが、今、国も日銀もそうだけれど、経済対策に相当金を出していますね。そういう中で塩尻は、今、利用件数などを聞いていると、なんとか足りているような気がするけれど、これからが一番の難儀場だと思う。そういう中で先の見通しはこれでいいと思っているのですか。

商工課長 委員さんがおっしゃるように、我々もまだまだ3月末、あるいは4月末が、まだ底が見えないような状況でありますので、そういった資金支援も必要な人は講じていかなければいけないと考えております。しかしながら、現在の残債状況を見ましても、先ほど言いました借り受けのほかに、各課の残債もありますので、それがだいたい2月末で52億円ほどであります。現在の預託金では足りている状況であります。したがって、また随時必要であれば、補正をお願いしていかなければいけないと思いますし、あるいは先に用意しておかなければいけないと思いますが、国で20兆円と言われている経済対策の中では、県・市制度も見込んだ上でその窓口にした銀行資金、そのほかには銀行の直貸しの資金、プロパー資金、あるいは商工中金、政府系資金という相対額で補正されておりますので、緊急保証としては今のところ、そんな形で対応されているものと思います。現在は760業種くらいになっておりますので、ほとんどの皆さんが借りられているような状況になっております。

永井泰仁委員 225ページの新産業団地開発調査委託料392万8,000円となっていますが、この委託、いわゆる地区計画などを作るものだと思いますが、委託先の業者は市内とか、県内とか、県外とか、どんなところを想定していますか。

商工課長 現在まだ、業者等のところは検討していないというのですか、まだ限定はしていないのですが、とりあえずは、県内あるいは市を中心とした登録会社というようなことを考えてはおります。

永井泰仁委員 それと、地元の地権者等を含める進捗状況と言いますか、地元の予定地権者等の空気と言いますか、その辺はどのような状況になっていますか。

商工課長 先に1回委員会のほうには報告をさせていただいた後の状況であります。農耕法は大変難しい状況で第一種市街地となりますので、先ほど午前中に部長のほうから開発についての難しさについての説明があったのですが、現在は地区計画といった手法で進めております。面積も大変縮減いたしまして、2ヘクタール範囲内というようなことで進めておりまして、しかしながら、アルプス工業団地の北側2ヘクタールをやるわけなのですが、それは既存の部分を含めた中での地区計画策定をしなければならないというのが条件になっているものですから、今後、そういった調整をしながらやっていくこととしております。地権者につきましては、現在の計画しております地域につきましては、1社7人というような状況であります。8件です。

永井泰仁委員 そうすると、当初平成23年の分譲というような目標が出ていましたが、これについては特に変更はないということで進めていきますか。

商工課長 こういったような時勢になったのですが、希望しております企業のほうの状況を含めまして、平成23年度というようなこともおっしゃっておりますので、それに合わせた中で進めていきたいと考えております。

白木俊嗣委員 3つばかりまとめて言いますが、1つは商工会議所の補助金です。1,200万円出しているけれど、最近このくらいしゃばは不景気だと騒いでいる最中で、会議所の存在というものが全然見えてこない。何をしているのかと言いたくなるような状況だと思う。実際に補助金を出している以上、補助金内容がどうなのか、少し聞きたいのと、227ページの推進プロジェクトの負担金で180万円だとか、SIP組込みシステムプロジェクトの負担金で360万円とか、そのほかにインキュベーションマネジメントの委託料というものがあるけど、もっと具体的に細かく説明してくれますか。

商工課長 一番初めの質問が一番難しいような感じなのですが、会議所の事業につきまして、評価というのですか、私の立場的に言いますと、御苦労いただいているのかなという感じがします。スタッフもどうしても近隣と比べて隣町のあたりの会議所と比べてしまいますが、それぞれ地域性がありますので、行政の役割と会議所の役割をそれぞれ持っていますから一概には論じられないと思いますが、両輪でなんとかこの場をしのがなければいけないというようなことで経済対策にも取り組んでもいますし、今、会議所は、昨日までありました申告のほうで、確定申告ですか、手一杯に追われていたような状況でありますし、これからもまた産業振興のために共に連携しながらやっているような状況でございます。

2番目の推進プロジェクトの負担金でございますが、テクノガーデンシティの事業の中で取り組んでいるわけなのですが、中身的には会議所と連携してやっているような事業が主なのですが、それぞれフェア、東京のビッグサイトを中心とした市内の工業を中心とした出展をやっておりますが、それらのフェア等の支援。あるいは先ほど少し説明させていただきましたが、オープンイノベーションといった技術交流会を行っております、そ

ういった交流会、あるいは研究会の支援、また、子供科学探検団は新年度で7回目になるのですが、こういった子供科学探検団の事業の支援、あと、各種セミナー等、あるいは産学連携、会議所と共催しながらそれぞれ開催しているのですが、そういった連携事業の支援等に取り組んでおります。

それと、その下のS I P 組込みシステムプロジェクト負担金でございますが、これにつきましては、S I P もインキュベーションプラザも3年度目でありまして、まだまだ、市内外、国内に向けました発信をしていかなければ、まだ存在感もないですし、とうていこの地域へ1つの事業の集積を図ろうとしても、まだまだP R不足とといったような課題もございます。そういった中で、国の支援あるいは国の関係機関、I P Aと言っておりますが、情報処理推進機構、そういったところと連携したビックサイトで行われます展示会ですね、そういったところの展示会費用、あるいはプロモーションを行うときのサーバー借り上げだとか広告を行う費用、あるいはフォーラムを行っているのですが、組み込みフォーラムの時の謝金等、こういった費用等に補助、負担金を取らせていただいているものであります。これにつきましては会議所というのではなくて、そちらを行っております実行委員会等へ支出しながら負担をさせていただいているものであります。S I P も全国各地、追随してくるところもぼつぼつあるような実態でして、やはり我々もこの地域になんとか集積を図るために取り組んでおりますので、もう少し攻めながら戦略的にやってまいりたいという考え方をしております。

インキュベーション委託料のほうでございますが、マネジメント委託料は、インキュベーションマネージャー、藤井というマネージャーがおいでなわけですが、あくまでも民間の方でございます。こちらの方へ714万円。考え方としましては、人件費で500万円、あと活動費で120万円、そして消費税という費用でございます。活動費は、この方は東京から大阪から、場合によっては九州も飛び歩いていただいております、それぞれの全国各所プロモーション、あるいは仕事をこちらのほうへ持ってくるためというような仕組み、仕掛けもやっております。補足でございますが、インキュベーションのプラザの管理諸経費1,962万1,000円をここへ記載させていただいておりますが、歳入としましては予算書の29ページにも使用料があるわけなのですが、オフィスの使用料としては744万4,000円。またアヴァシスと共同施設でやっておるわけなのですが、土地はお貸ししているので365万3,000円。そういった収入も財源としてやっております、そういった財源を引けば、800万円ほどの一般財源から負担していることかと思われま。

白木俊嗣委員 今、説明を聞いていると、いかにも事業を一生懸命やっているように聞こえる。だけれど、ちょっと見えてこない。会議所だって、そちらのコーディネーターがどうのこうのと説明してくれるけれど、実際に動いているのか、会議所などを見ても。会議所などは、今、自分たちの事業だけで精いっぱいでしょう。皆さんが今説明してくれたような、そんな事業活動をしていると思わない。もし、足りないものであれば、話をしっかりしてもう少し援助するとか、何かしなければ、今何をやってもそうだけれど、会議所の存在は全然ありませんよ。私だけではないと思う、そう感じているのは。大門中心市街地の何だかんだと言っても、会議所という名前は全然出てこない。会議所は、問題があるからどうのこうのと出して出すものを止めているような現状が、今あるではないですか。その辺の所は、もう少し担当の所で詰めて話をしてもらいたいと思う。

そのあとの3つについても、いろいろ説明をもらったけれど、実際に実績は上がってきているわけですか。今、歳入の中で365万円とか言っているが、実際にインキュベーションは、市だって相当投資しているのです。そういう中で、やはりすべて市民から集めた税金なのだから、もう少し見える形で説明してもらわなければ、私も

そこらへ行くと、あそこは何をやっているのかと、私だって答えられない。そういう現実があるのでもう少し実績がこうだとか、相談窓口でしっかり地域のために貢献していますよとか、そのようなものを皆さんのほうから発信してもらわなければ、理解できないと思う。どう思いますか。

経済事業部長 会議所のお話ですから、私どもが活動に対してコメントをはさむというのは、まことにやりにくい話でありますけれども、会議所の意義として2つ実はございまして、1つは会員が2,000人強いますので、その会員の皆さんへのサービスをする意義と、もう1つは、いわゆる小規模企業の相談に乗るという使命が、会議所の中にあります、中小企業相談所という機能がありますので、そういうことをやっております。したがって、先ほど課長も言いましたように、経営指導ということでこの申告の時期に1年間の、例えば、卑近の話をしますと、理美容と言いますか、床屋さんの経理をきちんと指導をして、どのくらいの売り上げがあって、分岐点がどのくらいで、これは使いすぎだよとか、こういうふうにしたら経営改善になるよというような指導も、実は今、やっております。したがって小規模企業にとりましては、商工会議所、あるいは商工会というのは1つの駆け込み寺的な存在であって、あそこに行けば、いろいろな金融の相談から、労務の相談ができるよというのが、私は会議所の使命だというふうに思っております。したがって、そういうものを今の商工会議所がきちんとやっていたらと思っておりますし、なお一層私どももそういう会議所の意義を強調させていただいてこういうご支援をしながら、一緒に事業を展開していく。どちらかと言うと、行政は産業政策でございまして、会議所のサービス行政とは少し違った所がありますが、そうは申しまして、既存の小規模企業をきちんと守っていくという使命は行政も会議所もあると思っておりますので、その辺は協調してやってまいりたいと思います。

インキュベーション施設はお願いして2年前に造ったわけでございますが、最近その評価をというようなことで、お答になるかどうかわかりませんが、2つ事例を申し上げておきたいと思っております。1つは昨年ですけど、海外の視察団がまいりました。これはJETRO、日本貿易振興会から紹介をされて、インド、イギリス、フランス等々の海外視察団がまいって、その中の方、インドの方で日本へ来てソフトウェアの会社を営んでいる方がいらっしゃいました。その方が、ぜひSIPの中の企業と提携したいということで、そんな話が具体的に進みつつあるようにも伺っておりますし、もう1つは市内の、これは今年に入ってからでございますけれども、ある大手企業、だいたいわかると思っておりますが、超大手企業の幹部の方とお話をしたときに、パソコンとかいろいろな電子機器が、今、部品点数を削減していると。それは東南アジア向けとか、そういうところに、安い、例えば5万円のパソコンとかを供給していかなければいけないような時代になってきて、それをやるのは、ハードウェアは部品の点数を削減するわけですから、どうしてもそれはソフトウェアで補わなくてははいけない。今、設計部隊も含めて、ここの事業所に何千人もいる中のほとんど3分の1くらいがソフトウェア技術者ということになりつつある。そういう中で、SIP、いわゆるインキュベーション施設があるということは非常に頼もしい話だという話をお伺いしました。これは話の上で、それではいくらお金になっているのかと議員はおっしゃいますけれど、そのような話が積み重なっていくことが、私どもが塩尻市の産業を形成していく上で役に立っているのかなというふうに私どもは思っている次第でございます。いずれお金の面でどうなるかというふうな結果が、今後3年、5年で試されるような気がしておりますので、ぜひ長い目で見てやっていただきたいと思っております。

白木俊嗣委員 そうやって部長から説明を聞くと、ある程度実態が見えるけれど、ただ皆さんの場合にはこうやって聞かなければ言わない。そうすると、私たちでさえ理解できなければ、ほかの一般の市民は全く理解でき

ない。そういうところも、こういうことをして、こういうものがありますとか、そういうPRだってする必要が
あると思います。会議所の問題もそうだけれど、周りがこれだけ不景気になってくると、今は、金を借りても返
す当てが無い人だってふえてきている。そのような時に、中小企業の経営がどうのこうのと言っても、事実行っ
てみても、それほど相談に来ていませんよ。だから、そういうところはもう少し、会議所に本来の使命であるも
のをしっかり機能させるとか、何かそんなような話し合いも持ってもいいと思う。正直言って、今、あそこを通
てみると、以前は申告相談と言えば結構人が待っていた。私は何の気なしにあそこをのぞいてみるが、申告相
談でさえ来ていない。それが実情だと思う。そのくらい今、市内の中小企業はにっちもさっちもいなくなっ
てきている。いつも言うけれど、小さな小売りをやっても、今は小売りで商売が成り立つ時代ではなくなっ
てしまった。そういうところをもう少し、金を出す側の市なのだから、少し勉強してアドバイスをするというか、
そのような対応も、私は必要だと思う。

委員長 答弁が必要ですか。

経済事業部長 おっしゃるとおりでございます。私どももできるだけ実情をまず知るということが大事なこと
だと思いますので、企業へ職員を回して、会議所の皆さんもそうです。企業へまず回るということが一番必要な
ことで、企業の意見を聞いてやっていく。ただ、私どもは企業に回ることは限度がありますので、先ほど申し上げ
たように会議所の経営指導員がいますから、そういう人たちは本当に小規模企業をきめ細かく回っていただく
ことが使命だと思いますので、その辺は私どもからもしっかりお願いをしながら、私どもも一緒にやらせていた
だくということをお願いしたいと思います。

委員長 休憩に入りたいと思いますが、10分間休憩をいたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時32分 再開

委員長 それでは再開いたします。引き続き質疑を行います。

太田茂実委員 観光のことで少し聞きたいのですが。約1億1,000万円総額のこの予算を見て、そして、
数々のイベントをしているわけですがけれども、実際問題、これだけ我々も、我々と言うとおかしいが、私たちも
観光協会の会員になったりして、そして観光振興には協力してきたのだけれど、実際問題これは、協会が主体で
おそらくこういった事業をしているわけだけれど、どれだけ市内に効果をもたらしているのかというような統計
をとったことはないのですか。

観光課長 我々のほうで宣伝等による効果というのは、やはり利用者統計をベースにとらざるを得ないかなと
思っております。特に、奈良井宿は昨年少し落ちましたけれど、38万人、平成18年で42万人くらいですか、
それから高ポッチ13万人というような。定点の観測ですから、観測と言いますかチェックですので、何とも言
えませんが、そういう人数が来ているということは1つ。それから、もう1つは、やはり今、観光案内所の
ほうへの問い合わせ等がどのくらいあるかとか、そういった所で判断せざるを得ないのかなと思っています。そ
れから、もう1つは、まだこれからになりますが、観光協会のほうでまたホームページを新たに立ち上げて、観
光専門のホームページを立ち上げる予定ですが、それらのアクセス件数もやはりカウントしていかなければいけ
ないかと考えています。そのくらいしか今のところとらえる方法は、個々にはあるのしょうけれども、全体で

はそういうとらえ方をしています。

太田茂実委員 どうしても行政が主体でイベントをしても限度があると思うのです。効果も上がらないと思うのです。だから、業界が主体になって、そして市がバックアップしてやるスタイルがやはり理想的だと思うけれど、我々も視察に歩いて、業界が主体になってやっているのですね、そういう市は。だから、非常にやる気でやっているわけです。行政の人がやる気ではないということではないけれども、限界があるわけだと思う。それを考えると、こう見ると、かなりのイベントが組まれているわけだけれども、投資した割合には市に対してどれだけの効果をもたらして、どれだけの税金で返ってきているか。税金、税金と言うから、逆に言えば、どのくらいそれが返ってきているか、そういうことが私はどうしても気になる。

観光課長 今の言われているイベントですが、いくつか、いろいろな種類のイベントを観光課のほうで、あるいは観光協会のほうでやっておりますが、観光協会が主な主体となってやるのは、先ほど少し言いましたけれど、委託をしております小坂田公園の納涼花火大会、それから、この3月に行いますけれど、酒とそばを味わう会というものが1つのイベントとしてはメインになります。あと、もう1つ、草競馬ですとかは、実行委員会と言うものの、実は利益をもたらすものではありませんので、市の職員が中心になってやってございますので、ものによって整理はされているところですが、委員さんが言われるように地域が主体になってやれるのが一番良いことだと、私も思っていますけれども、まだまだ、その域に達しないというのが現状ではないかというのが、今の状況だというふうに私は思っています。特に、一番、例として挙げられるのは、比較が良いかどうか私にはわかりませんが、観光草競馬は、あるいは玄蕃まつりは、ある程度市民の方々も楽しんでいただけたというようなイベントです。それから、木曾漆器祭、奈良井宿場祭、これにつきましては業界もかなり力を入れながらやっておりますが、これが3万人来ています。これにつきましては、経済効果が現実に出ているというふうに思います。これは、商工課のほうで統計をとっていると思いますが、そのようなことでありますので、2つのイベントがやはり混在しているものですから、その辺をきちんと整備をしていかないと、要は、利益をもたらされるイベントなのか、あるいは、楽しんでいただくイベントなのか、あるいは、ワイナリーフェスタのように観光客に来ていただいて、そこで経済効果をもたらすイベントなのか、そういうことを整備してこれからイベントをやっていくかといけないというふうには感じておりますので、そのようなことでよろしく願いいたします。

森川雄三委員 街道交流会ということで、今回、全国68市町村が、というような話なのですが、金額が5万円だから別に大したことはないから良いのだけれど、これだけの数の市町村が1つになって街道をアピールしていくということが果たして何の価値があるかと言うか、私に言わせれば、大して意味はないと思うのです。前にも一般質問をさせていただいたのだが、当時檜川が交流をしてみたいいわゆる五街道、江戸時代にできた五街道を中心と言われるいわゆるサミットをやっていたのですけれど、この五街道を中心にした都市との交流のほうで、私はどんなにか全国へ向けて発信するには、非常に良いあれではないかと思うのです。その点、要は、市としてそういう日本アルプス、アルプスの広域観光もそうなのですが、ただいたずらに大きく広げて負担だけこうして乗り遅れないように一緒にやれば良いというような考え方ではなくて、独自に市としていわゆる1つの信念というか、あれをもってやるような観光の思いというものの方が、どんなにか効果が出るような気もしますけれども、その点はいかがですか。

観光課長 全国の街道交流会議でありますけれども、確かに全国ということで68市町村ということで、言わ

れるとおり、こんなに大勢の中で塩尻市がどうなのかと言われればそれまでの話なのですが、この会の中身につきましては、道というものが1つのキーワードになっておりますので、各地域、エリアごとにいろいろな、ブロック別に分かれています。奥州街道、あるいは、先ほど言われた五街道ですね。それから、まだそのほかに付随する下田街道、あるいは私たちのところだと、塩の道、あるいはぶり街道。高山市の市長が会長なのですが、ぶり街道ですとか、いろいろな、今まで五街道には目を向けていたのですが、それ以外の小さな街道については、なかなか、個々ではやっているのですが、全体の中ではなかなかなかったということで、これらも踏まえながら各地域でブロック別に、東海地域とか三遠、南信地区とか、いろいろなブロックに分かれて活動がされている会がありますので、何らかの形でこちらのほうにまたいろいろな調査と言いますか、交流関係の情報が来るのではないかとと思います。

また、あわせてこの関係のオブザーバーと言いますが、バックには1つには国交省、それから文化庁、それから全国の街道会議アドバイザー、これは中部圏の関係の国のほうのアドバイザーをやっています須田さんという方が入っているのですが。それから、私たちは中山道ということがありますので、中山道の一番元、日本橋の保存会がこれにかかわっているわけですが、たまたまその保存会の会長が中村さんでもあります。そのようなことで、それともう1つは、この会に属している、街道沿いになりますので全部ではありませんが、全国の重要伝統的建造物群保存地区の協議会のメンバー、あるいは、歴史的景観都市連絡協議会のメンバーもこれには入っております。特に、全国でやっております萩市の市長が、萩市も入っておきたいということで。そういうところとの横の連絡もとれていくのではないかなというふうに感じているところです。これからどのような活動をするかを見ながらやっていかなければいけないのですが、そのようなことで、私は、加入することが良いだろうということで判断したものであります。

それから、広域観光のほうもやはり同じようなことで、これにつきましても国のほうで観光圏の整備計画による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律という、長ったらしい法律を作ったのですが、実はこれは、観光圏整備法というものがあります。これにつきましては、今まで県内、あるいは県をエリアとしての助成関係が多かったところですが、この法律は、県域を、長野県と言いますが、それぞれの県を越えたところでの連携に対しての助成もあり得るといような大きな法律ができております。それらを今、既に進めているところもありますが、これらとの連携もできるのではないかということも含めて、それぞれの行政、今回入っているのは7市であります、それぞれの皆さんが抱えている課題、これをここで少しでも解決できないかなという、そのまゝ前段としての組織化ということになりますので、よろしく願いいたします。

森川雄三委員 それはそれで、決していけないとは言わないけれども、先ほど言ったいわゆる五街道の協議会というようなものを立ち上げるおつもりがあるか、ないか、その点はいかがでしょう。

観光課長 五街道は、確かに言われるとおりで、昔の檜川村のときにはありましたが、この五街道というものが、観光的に利用するのか、歴史的に利用するのかということ整理していかないと、判断しかねるかもしれません。今の全国の道の交流会、これにつきましては、観光ベースでいくことが強いというふうなふうに聞いておりますので、そのようなことで整理しながら、歴史的なところで必要があればまたやっていくと言いますが、そういうこともどこかで話題としては出るかと思えますし、五街道だけで観光というのは、以前にもありましたけれど、五街道ど真ん中サミットということがあったのですが、結局、行政が動いたのですけれど、観光的なメ

リットのところ、なかなか、自然的に解消、言えば、脱退する市がありまして解散をしてしまったという経過があると思いますので、このようなことで、そこら辺を見極めながら協議会的な組織を立ち上げるか研究したいと思います。

白木俊嗣委員 私はばかだから、以前に聞いたかもしれないが忘れてしまったが、この商工業振興推進事業というものがありますね。これで、補助金で5,400万円も出しているけれど、これは実際に具体的にどこへ出すのか。それと、私が最初、余談の中で話をしたけれど、実は部長にも話したけれど、銀行へ行ったらイトーヨーカ堂が1月か2月に撤退だという話を聞いてきたのです。その中で、事実なのかどうか、部長は聞いていないという話だったけれど、聞きませんか、流れてくる話だから。まんざら根拠のないことでもないような気もするのです。その辺の所も早い時期に、実際どうなるのか、対応してほしいと思うし、実際に5,400万円の使い道はどのように使われているのか、少しその辺を教えてください。

商工課長 では、私のほうから申し上げます。商工業の振興推進事業の状況を、補助金の中身を説明させていただきます。工場の緑化事業の関係で250万円。工場が緑化するときの支援になりますが、一番大きい工場の設置事業であります。今泉へ企業立地、あるいは市内でも工場の増設を図ったところ、例えば、こちらの林間工業団地にはDOWAパワーデバイスさん、昨年増設をしていただいたわけなのですが、そういった所も対象になるのですが、その工場等の設置事業で3,468万円、用地の取得で105万円、従業員の福利施設で500万円、受発注支援の関係で400万円、商店街の活性化で500万円、人材育成の活用事業で100万円、おおむねこのような状況であります。

経済事業部長 今のヨーカ堂の件につきまして私のほうから答弁させていただきますが、実際問題として、毎年、ヨーカ堂は2月が決算なものですから、決算前後にこちらへ来られたり、私どものほうからお訪ねしたりして、いろいろな情報収集や話し合いをしております。ヨーカ堂全体の状況から申し上げますと、180店舗ある中でだいたい3分の1くらいを業態変更を、今、騒がれていますのはいわゆるロープライス店と言いまして、イトーヨーカ堂のブランドではなくて、プライスという名前の業態変更に入るというニュースが、今、流れておりますけれども、そういう大幅な業態変更をしているというようなことを言われて、これは、全体の中です。塩尻店がうんぬんではなくて、そういうことが言われています。

塩尻店の状況を見ますと、御承知いただいておりますとおり、180店舗ある中のお尻から数えたほうが早いくらいな話で、いつも撤退ではないか、閉店ではないかと言われてはおりますけれども、私どもは、毎年毎年そういうプレッシャーを与えられていますので、少し慣れっこになってしまっただけなのではありますけれども、今年の状況は大変厳しい状況だというふうに伺っております。イトーヨーカ堂全体が初めて欠損ではないですけれども、前年度から利益がいわゆる減益になって、ようやくセブン銀行とかセブンイレブンの売上げで持たしているというような状況なものですから、本体そのものがいけないということと、加えてこの経済、景気の低迷で、特に衣料品は前年対比30%から40%減という状況が、今、この1月、2月で私どもが本部の人たちと話をしている中での状況でございます。

したがって、即撤退ということではありませんけれども、何らかの手を打っていかないとだめだということは言われておりますので、その辺は行政なり、今、私どもは再開発事業を一生懸命進めているところなので、御一緒にというような話をずうっと3年ぐらい前からやってきたのですけれども、いよいよそれが本格化して具体的

な業態変更なり、転換の話が、具体的に始まるのかなというふうに考えております。したがって、明確に撤退をするとか何とかということでは、私どもの中ではそういう具体的なことはございませんけれども、非常に心配と言いますか、そういう意味では危機感を、いつもと少し違った危機感がございまして。もう少し様子を見ながら、毎年毎年、議会の議長さんにもお願いをしたりしまして、市長ともども要請に行ったり、状況報告に本部へ社長を訪ねたりしておりますので、そういう活動を通じながらよく話し合ってもらいたいというふうに思っております。ただ、幸いなことに下の食料品はまあまあ、それほど沈んでいないというふうなうわさも聞いていますので、うわさと言いますかそういうお話も聞いていますので、それも含めてもう少し情報収集をしながら、業態変更があったにしろ、全面的な閉鎖のようなことがないように対応してまいりたいと思っております。

白木俊嗣委員 せっかく市も交流センターが始動し始めたので、もしそのようなことになれば全体的に見直しもしていかなければいけないと思う。その辺の情報を、早めに的確な情報をつかんでもらって、それなりの対応をすべきだと思うので、よろしくをお願いします。

中村努委員 231ページの地域ブランドの関係ですが、例の問題になったレタスアイスはいろいろ設備を直して、また製造販売というものを始めているわけですか。

ブランド推進室長 レタスアイスにつきましては、コンセプトが塩尻産のレタスを使うということで、今現在、レタスは定植されております。早くとも連休の前くらいには出荷できるだろうということで、そこから本年度の生産を開始してまいりたい。その前には、それぞれ施設の総点検を行いまして、いわゆる衛生管理の面ですとか、そういった消毒面等々も含めまして県の機関からのOKが出た段階で製造に入っていきたいということで、来年度もレタスアイスは販売をしていくというふうに。以上です。

中村努委員 もう1点ですが、本会議でも答弁があったのですが、ならい荘の関係で、だいぶ思ったより早く黒字が出たということで良いニュースだと思いますが、その辺、どのような努力をされてそうなったのかということと、水道設備の返済も含めた上での黒字転換なのか、その辺を教えてください。

観光課長 それでは、今回のならい荘の、まず初めに、いろいろ皆さんに御利用いただいたおかげでもありますしということで、まず御礼申し上げます。今回、部長のほうから答弁したとおり、今年は、現時点で収入では来年と言いますか、第9期の目標におおむね達するというので、5,200万円を予定したところであります。まだ、決算は終わっていませんが、おおむねそのくらいで行けるだろうと、今、予想をしております。そのような中で、新たに収益が上がったということではなく、中の経営改善をいくつか行ってきた所ですけども、まず1つには、夏、秋は情報をきょうもって来なかったのですが、夏はビールとラーメンをセットにしたとか、そういうメニューを作ったり、冬はカニ料理を提供するなどのメニューの充実、それから、当然、通常のメニューも改善しております。それから、新たに法事などの関係の予約をたくさんいただいております。あわせて、まだ始めたばかりですが、葬儀屋さん和タイアップしながらの葬儀もできるようなことも準備をしているわけでございます。それから、もう1つ、スタッフの配置の見直し。これは、4月からですけども、板前さんを変更したりというようなことでの経費の節減と言いますか、地元からの板前さんを採用しながらやってきた所です。

それから、ホームページの充実ですとか、あるいは、ホームページの中での宿泊予約、あるいは、料理をリアルタイムで出るような、そのようなこともしながら提供している所です。それから、前年度からも進めておりますが、泊まっていただくお客さん、もちろん入浴も良いのですが、温泉というようなことで今、進めてお

りますが、それら、いろいろなものが重なり合って、今回のような結果が出たのではないかというふうに思っております。

ですから、もう1つは、ただ単に黒字になるということではなくて、経費節減での黒字ということもありますので、それはこの経済状況の悪い中でありますので、やはりじっくりそこを分析しながら来期に向けて気を引き締めていかなければいけないという実感はあります。

それから、返済でありますけれども、返済につきましては、この3月で、今現在3本の返済をしているところですが、そのうちの2本が3月で終了します。約半分終了します。あと残りにつきましては8月までということでありますので、3月に支払いをしたとしますと、残りが75万8,000円余ということになります。以上です。

中村努委員 収益は、返済金を払ってからの収益ということですか。

観光課長 返済金を払っての結果でございます、お願いいたします。

中村努委員 そういうことで、早くて良かったなと思いますが、出資金を出すときに向けて議論になったのは、根本的に設備の改善をしていかないと難しいのではないかという意見があったのですが、この先、どのような方向性を考えておられるのか、お聞かせください。

経済事業部長 では私から。先の話なものですからあれなのですが、第一関門は一応到達したのかなという感じでおります。ただ、それは非常に経営側の特に中心の経営陣が頑張っていたということと、財務体質を改めましたので、正直申しあげて責任感が出てきたと。私どもがいつまでもべたべた借入金を入れたり、支援しているのではないよということが、経営陣にきちんとわかっていただいたのかなというふうに思っておりますし、それにも増して地域の方々の御支援があった。特に、法事の関係などは地域の方々の御支援があったというふうに思っております。ただ、設備がどんどん古くなっていますし、風呂も直したとはいえ、ほかのいわゆるリゾートの所の設備と比べると少し見劣りがするというようなこともありますし、いくら料理の改善をしても、設備関係が追いつかなければどうしようもないというようなことがありますので、根本的にどこかきちんとやるなら、やはり設備投資をきちんとできるような体制を、これは市がやるか、民間に権利を譲ってそういうことをやるかは別にしまして、やはりどこか数年のうちにはそういう所を考えてきちんとやらなければ、このまま続けていっても、経営陣の能力や頑張りに期待をしていっても、なかなか限界はあると、私は思っておりますので、議会と御相談申しあげながらしっかり本当に塩尻の、本市のリゾートと言いますか、保養施設の1つとしてやっていくなら、そういう方向を思っていますし、そうでなければ、早めに民間のお力を借りながら改善の方向を探っていくというふうな、どちらかのことをしなければいけないというふうには思っています。

委員長 ほかにありますか。なければ、議案第14号につきましては、経済事業部担当の審査を終了いたします。なお、討論、採決は14号全ての部の審査終了後に一括して行いますので、お願いいたします。

議案第27号 平成21年度塩尻市駐車場事業会計予算

委員長 それでは次に進みます。議案第27号平成21年度塩尻市駐車場事業会計予算を議題といたします。簡潔に説明をお願いいたします。

商工課長 平成21年度駐車場事業会計予算書のほうをよろしくお願いいたします。1ページをお開きいただ

きたいと思います。第2条の業務予定量でございますが、市営駐車場につきましては大門駐車場527台、年間利用予定量で43万3,000台を見込んでおります。また、駅前広場駐車場につきましては、年間利用予定量6万6,800台を見込んで予算を計上したものであります。

第3条収益的収入及び支出でございますが、収入といたしまして全体で事業収益8,425万5,000円。内訳といたしまして、営業収益で7,508万6,000円、営業外収益で916万9,000円を計上させていただきます。支出でございますが、事業費用全体で6,998万6,000円。内訳といたしまして、営業費用で6,026万8,000円、営業外費用で971万8,000円を計上させていただいたものであります。

次に第4条関係になります。資本的収入及び支出でございますが、2ページのほうをお開きいただきたいと思っております。収入といたしまして資本的収入、一般会計からの借入金になりますが、1,000万円。また、支出では、資本的支出、企業債償還金といたしまして4,260万円になります。したがって、不足する3,260万円につきましては、もとへ返りまして1ページの一番下の段でございますが、それぞれ過年度分損益勘定留保資金等々を補てんさせていただくものであります。

第5条一時借入金につきましては2,000万円と定めさせていただくものであります。

また、第6条予定支出の各項の経費の金額の流用といたしまして、営業費用、営業外費用の流用を定めさせていただくものであります。

では、3ページのほうで予算説明書につきまして説明させていただきます。大変恐れ入りますが、3ページの一番下にあります予算説明明細書13ページ以降の所で、先に内容の詳細を説明させていただきたいと思っております。予算書14、15ページをお開きいただきたいと思っております。予算説明明細書、税込でございます。収益的収入及び支出、収入といたしまして、先ほどの説明のように1目使用収益、料金収入といたしまして大門駐車場、駅前広場駐車場あわせまして7,508万6,000円。営業外収益、受取利息、預金利子でございますが2万5,000円、雑収益、雑収益といたしまして自販機の手数料等でございますが14万4,000円。他会計補助金につきましては、前年度につきましてはアスベストの調査費用等がありましたので、他会計補助金を計上させていただきました。新年度はございません。4目の引当金戻入益としまして900万円。修繕引当金の戻し入れとして900万円を計上させていただきました。

次に支出でございますが、営業費用1目総係費でございますが、委託料で1,759万7,000円。駐車場管理業務委託料、シルバー委託、あるいはエレベーター、警備、消防等の委託に伴うものであります。備消耗品といたしまして241万4,000円。また、光熱水費といたしまして591万1,000円。電気料、上下水道料等であります。

その下の賃借料のほうへ行きまして486万2,000円。これにつきましては、駅前と大門の自動料金精算システムについてのリース料でございます。

また、修繕費であります。新年度は市民交流センターの連絡通路とあわせまして外壁工事の補修、整備をさせていただきたく、1,525万8,000円を計上させていただきました。次のページへ行きまして16、17ページをお開きいただきたいと思っております。減価償却費といたしまして1,357万3,000円でございます。営業外費用1目の支払利息及び企業債取扱諸費といたしまして、企業債の利息分792万8,000円。また、その下の2目の消費税でございますが、179万円を計上させていただきました。

次に資本的収入及び支出につきましては、先ほどの説明のとおりであります。収入で1,000万円、元金償還金で4,260万円であります。

したがいまして、3ページに返っていただきますが、その説明によりますところの4ページ予算実施計画、あるいは5ページ資金計画でございます。次に6ページの債務負担行為に関する調書でございますが、平成21年度につきましては新たなものはございません。

7ページの予定損益計算書でございますが、平成21年度につきましては、営業収益で7,151万円、営業費用を合わせまして、営業利益で1,302万8,000円。営業外収益といたしまして916万9,000円、営業外費用を合わせまして124万1,000円。経常利益で1,426万9,000円を見込んでおります。したがいまして、当期、当年度の純利益といたしましては1,426万9,000円を剰余金として見込んでいくものであります。

次に、8、9ページの貸借対照表を御覧いただきたいと思います。資産の部といたしまして、固定資産によりまして7億5,581万1,663円を計上させていただきました。また、無形固定資産を合わせまして、固定資産の合計は同額であります。流動資産といたしまして、現金預金、未収金で合計で5,042万9,597円。従いまして、資産合計8億624万1,260円と見込むものであります。

次に9ページ、負債の部でございますが、固定負債、他会計借入金といたしまして1,000万円によりまして2億2,000万円になります。引当金等を合わせまして固定負債合計で2億2,102万3,833円となるものであります。流動負債と合わせました負債合計でございますが、2億2,683万9,843円を計上させていただきました。

資本の部であります。資本金といたしまして自己資本金合計4億2,540万6,076円あります。資本金合計といたしまして5億5,549万1,417円あります。剰余金で、減債積立金で64万1,000円を見込みまして、利益積立金を合わせました当年度の純利益といたしまして1,426万9,000円を見込み、剰余金合計では2,391万円となるものであります。資本合計で5億7,940万1,417円、負債・資本合計、資産合計と同額の8億624万1,260円となるものであります。

なお、10ページであります。平成20年度の損益計算書の見込みにつきましては、御覧のとおりであります。また、11、12ページにつきましては平成21年3月31日、平成20年度見込みは、貸借対照表、御覧のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 質疑を行います。質問ありますか。

森川雄三委員 これは、以前にも中村委員のほうから指摘があったと思うのですが、1,000万円の借入金ですが、先の一般会計にも借入ということで計上されているわけですが、これはどうなのですか。借入という形ではなくて、繰入という名前に変更したほうが良いのではないですか。借入というものは、やはり、借り入れて返さなければいけないですね。返す当てがあるのか、いわゆるこの台帳に今まで借り入れてきた金額を示さなければいけないと思う。それが示されていない場面もある。果たしてこれが税務管理と言うか、そういうもので認められるのか、監査の先生もいろいろ言われるか、言わないか知らないけれども、これは、ひとつ繰り入れというような形で名称変更したほうが良いのではないですか。そう思いますけれど。

商工課長 今、委員がおっしゃいますところの計上でございますが、先ほども少し触れさせていただきました

9ページの貸借対照表を御覧いただきたいと思ひます。他会計の借入金といたしましては、負債の部で2億2,000万円に1,000万円を加えまして計上させていただきました。比較は12ページを御覧いただきますと、平成20年度末で2億1,000万円、したがって1,000万円またここで借入金がありますので2億2,000万円というものになります。これについての見込みということではありますが、現在のところは長期計画で公営企業債が最終が平成24年度に全て終わります。したがって、それ以降は長期借入金のこの償還をしていきたいということで財政計画としては、

現在、先ほどのように資本的収入の所で説明させていただきましたが、元金償還金で4,260万円の返還をしております。これが平成24年度になりますと、約その半分、最終的に2,300万円になりまして、それ以降についてはなくなります。したがって、今の経営状況のまま維持していければ、その後につきましてはこちらの償還をしていくというようなことで計画を立てております。

森川雄三委員 発言を訂正します。ここに載っていたのですね。その辺を少し勘違いしていた。

中村努委員 営業収益の使用収益なのですが、大門の駐車場のほうで5,900万円を見込んでいますけれども、だいたい大口のお客さんというのは、上位3つくらい、どのようなところが、いくらくらいになるというようなものはありますか。

商工課長 上位3つと言いますと、ヨーカ堂さん、アップルランドさんがほとんどでございまして、それ以外では、一般の利用者としましては、見込みで言いますと、ヨーカ堂さんで2,000万円弱、アップルランドさんで2,300万円余、一般利用者が500万円程度というような見込みを実績に基づいてさせていただきました。

委員長 ほかにありますか。ないようですので、平成21年度塩尻市駐車場事業会計予算については、原案どおり認めるに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第27号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

**議案第28号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出6款農林水産費、
7款商工費、11款災害復旧費**

委員長 次に進みます。議案第28号平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、歳出6款農林水産費、7款商工費、11款災害復旧費を議題といたします。説明を求めます。

農業委員会事務局長 別冊の52、53ページをお願いいたします。農林水産業費の農業費の農業委員会費でございまして、この関係は農業委員会費の交付金が確定したため財源の変更をお願いするものでございます。

農林課長 54、55ページをお願いしたいと思います。3目の農業振興費でございます。64万4,000円を減額するものでございますが、ぶどうの郷づくり等の推進事業の中で果樹共済加入推進特別対策事業補助金ですが、これにつきましては事業確定に伴い減額するものでございます。

農業委員会事務局長 その次の農地流動化促進活動費の関係ですが、中核農家等育成規模拡大事業奨励金が確定したため、補正をお願いするものでございます。最終的には、平成20年度は84.3ヘクタールでございまして、なお、平成20年度の利用権設定は128ヘクタール、約66%が奨励金対象でありました。以上です。

農林課長 7目の農地費でございます。2,889万4,000円余の増額をお願いするものでございますが、まず、土地改良事業でございます。127万円の減額でございますけれども、平成19年度から実施しております頭首工の台帳整備の委託でございますが、事業確定に伴うものでございます。ただ、平成20年度当初、100カ所を予定しておりましたけれども、県の都合で70カ所に変更になってございます。

次、土地改良事業補助交付金77万3,000円の減額でございますけれども、各改良区への軽減補助金でございますけれども、この確定に伴う減額でございます。

次、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業3,093万7,000円を増額するものでございますけれども、これにつきましては、12月の議会におきまして農山漁村活性化プロジェクトということで屋敷砂田堰でございますけれども、大井堰の堤外水路、それから屋敷砂田堰の用水路改修を行うため、その事業計画を議会のほうで議決をいただきました。国の経済対策の補正によりまして平成20年度の事業として前倒しとして実施するものでございまして、それに係る工事費等の補正でございます。実施設計委託料200万2,000円、それから農業施設整備工事3,300万2,000円余でございます。

ふるさと農道緊急整備事業負担金464万2,000円でございますけれども、これにつきましては、県営畑総で幹線農道の整備をしておりますけれども、その事業の確定に伴う減額でございます。工事費の14.8%を負担してございます。

それから、9目でございますけれども、土地改良施設維持管理適正化事業費でございます。974万8,000円余を減額するものでございますが、これにつきましては、維持管理適正化事業の事業費、負担金の確定に伴う減額でございます。ポンプの施設維持工事が827万円、維持管理適正化事業の負担金が112万1,000円ということでございます。

56、57ページをお願いしたいと思います。2項の林業費でございます。1目の林業総務費でございますけれども、143万8,000円の減額をお願いするものでございます。内容は、林業被害防止対策事業諸経費、これを209万円減額するものでございますけれども、鳥獣被害防止の緩衝帯整備事業の委託料でございます。本年度は、勝弦、元町、古町、それから下西条、贅川等、それぞれ9.19ヘクタールを実施してまいりましたけれども、宗賀の床尾に関しては次年度に繰り越しということでございます。

林業総務事務諸経費65万2,000円の増額につきましては、治山林道協会の負担金の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、県が市内で実施しております治山林道事業でございますけれども、その事業割賦課金の増額に伴う補正増をお願いするものでございます。

治山林道費の関係でございますけれども、財源内訳の変更を行うものでございまして、市単の林道事業の地元分担金13万9,000円余を増額するものでございます。

次、3目の造林費でございますけれども、132万8,000円を減額するものでございます。これにつきましては、市有林の施業委託料121万6,000円を減額するものでございますが、これにつきましては事業確定に伴う減額でございます。

市民の森林づくり実行委員会の負担金。11月2日に高ボッチの市有林で市民協働の森づくりを行いましたけれども、その負担金の確定に伴い減額するものでございます。以上でございます。

商工課長 7款商工費、1目商工総務費でございますが、商工総務事務諸経費として165万1,000円の

補正をお願いするものであります。地場産センター負担金であります。地場産センターが昨年度、急遽1人退職されまして、その補充された職員であります。昨年の10月から経済対策の応援といったようなこともあり、研修で商工課のほうへ出向していただいております。その人件費の相当額を負担金で補正をお願いするものであります。

2目の商工振興費、商工振興推進事業。先ほどありました商工業振興対策事業補助金、工場設置等の補助金等の確定によりまして、当初4,431万9,000円計上しておったのですが、補正させていただきまして4,890万9,000円の変更を見込むものであります。

その下の中小企業融資あっせん事業であります。当初5,000万円を見込んでおったのですが、緊急経済対策等によりまして371件、172.8%の増によりまして補正をお願いするものであります。

その下の商工団体活動支援事業2,805万6,000円あります。いきいき経済創出事業補助金として計上させていただきました。内容につきましては、プレミアム商品券の発行に伴い、その補助を実施するものであります。定額給付金に合わせまして、現在のところ4月11日から販売に至りまして、9月30日までの6カ月間で事業を推進する計画をしております。発行総額2億円、プレミアムとして20%の補助をお願いするものであります。以上です。

観光課長 58ページの6目観光費であります。木曽観光連盟の負担金、それから権兵衛街道活性化協議会負担金、それぞれ事業の確定に伴う減額であります。木曽観光連盟が30万7,000円、権兵衛街道活性化協議会が23万円あります。以上です。

続けて74ページ、11款災害復旧費の3項観光施設災害復旧費であります。この1目の観光施設災害復旧費でありますけれど、7月に国の災害に伴う復旧工事、これらの事業費確定に伴う減額であります。重機借上料が減額63万円、工事費が37万2,000円、合計で100万2,000円です。以上です。

委員長 質疑を行います。質問ありますか。

中村努委員 57ページのいきいき経済創出事業補助金、このプレミアム商品券の補助金分ですが、この商品券の発売場所はどこになりますか。

商工課長 プレミアム商品券につきまして、資料を用意させていただいておりますので、お配りさせていただいて、それに沿っての説明でよろしいですか。

委員長 どうぞ、配ってください。資料はありますか。

商工課長 お配りさせていただいて。

委員長 よろしいですね。配ってください。

〔資料配付〕

委員長 では、説明をお願いします。

商工課長 現在計画してきております段階での内容になりますが、実施団体は塩尻市商業連絡協議会、その事務局として会議所が当たるといったことで、構成団体は大門振興組合ほか6団体等によって構成されております。発行総額で2億円、20%のプレミアムといったことで売り切れ次第販売終了ということで計画しております。実施期間は、先ほどの説明のとおり4月11日から9月末。販売期間につきましては、約2カ月ほどを見込んでいるのですが、4月11日から6月30日。しかし、終わり次第終了といった形になります。4月午前10時か

ら午後4時といったことで、4月は土日を含め毎日販売、5月以降は平日のみの販売を予定している所でありま
す。先ほど説明のありました販売場所につきましては、大門地区につきましてはイトーヨーカ堂店内をお借りで
きるということになっております。また、広丘地区につきましては広丘の支所で販売をやっていくと。また、檜
川地区につきましては商工会議所の檜川支所で販売を予定しております。

商品券の使用可能店は、市内の事業所で参加登録した店舗でございまして、現在の所、電気屋さん、あるいは
本屋さん等々、車関係ですね、飲食、レストラン、食堂、美容院、理容院、車関係、あるいは漆器関係等、合わ
せまして現段階では230店舗余になってきておりますが、今後また、さらに調整段階でありますので、ふえる
と思われま。

その他でございますが、券のほうは1万2,000円券を1万円でお売りさせていただくと。
購入限度額につきましては、1人10万円ということで取り決めをしております。また、1回の買い物につきま
しては、使用限度額は1人10セット、つまり12万円の範囲内でお買い物いただくというようなことで、市外
の方の購入も可能としておりまして、近隣の方も来て市内でお買い物していただければ、この際活性につながる
かなというようなことで、協議会のほうで協議させていただいております。

フローについてですが、簡単に説明させていただきますと、裏でございます。市のほうで定額給付金が、現在の
のところ連休前に予定されておりますので、これが配られますと。そうしましたら、消費者はそれを持って商業連
絡協議会のほうへ、販売場所へ1万円を持っていただきますと、1万2,000円が手に入ると。それでお買い
物をさせていただきます。取扱店のほうは、全体の120のうちの5%を負担していただきまして、取扱店負担
この場合は600円と。市のほうから14%、全体のプレミアムの7割部分を補助させていただきます。あと1
0%部分は商業連絡協議会で負担していくと。このようなフレームに現在の所進んでおります。本会議で予算が
お認めいただければ、その後すぐ着手して連絡協議会では取り掛かっていきたいと、このように予定してありま
す。

中村努委員 3カ所で販売するということですが、各商業連絡協議会の負担というものがあるのですが、例え
ばイトーヨーカ堂のものが売り切れてしまったと、広丘のほうはまだ余っていると、そういったお互いの売り場
所のやり取りというものは自由なのですか。

商工課長 当然、事務局のほうで調整して間に合う範囲内で手当をするということでございます。

白木俊嗣委員 土地改良の関係で、ポンプの施設維持工事というのは、これで827万円落としてありますね。
今年の事業費を見ても1,100万円ですね。去年はいくらだったか知らないけれど、こんなに補正予算でぐん
と落ちるわけですか。

それともう一つ、その裏にある鳥獣の関係です。これしかないのだからだけれど、これで2,090万円減額
になって、209万円ですか。今年の予算でも250万円しかないのですよね。どういうことか、少し説明して
ください。

農林課長 土地改良事業の施設維持管理の適正化事業でございます。これにつきましては、当初、東山の第2
送水機場という所と諏訪洞の揚水機場、このポンプのオーバーホールを予定してございまして、その2カ所を要望
してまいりましたけれども、実施段階で東山の第2送水機場のポンプのオーバーホールは実施をいたしましたけ
れども、諏訪洞の揚水機場のオーバーホールに関しては善知鳥山の中継器場の受電設備に変更になりました。そ

れで、事業費自体が当初1,837万円余を予定しておりましたのが、1,010万円ということになりまして、その減額でございます。

それから、鳥獣被害緩衝帯の整備事業委託料でございます。これにつきましては、県の森林税を導入いたしまして整備を進めるということで補正予算をお願いしまして、総額で568万8,000円ということになってございます。それで、今回209万円を減額させていただくということなのですけれども、359万8,000円ということで事業を実施いたしまして、その事業額について209万円の減額をさせていただくということでございます。少し説明不足で、大変申し訳ございません。

白木俊嗣委員 こう見ると、事業費が半分近いものが補正で落ちていくわけだ。当初の見込みの中で、こういうものについては問題がなかったかどうかを聞きたいわけですが。だから、予算を組む段階で、見込みのないようなものをしていても意味がないような気がするのだけれど、その辺はどうですか。

農林課長 本当に十分な精査ができていなくて、大変申し訳なく思っております。ただ、土地改良施設の維持管理適正化事業に関しましては、事業を実施する前に企業診断というものが実施されまして、それによって緊急度の高いもの、それから県のほうでも5年の中で積み立てていく中で、やはり当初予定していた年度で実施できない部分が出てまいりまして、そういった中で全県的に調整する中で、もう1年待ってこないかというような話もございましたりしますので、こういうふうに事業費が動いておりますけれども、緊急度の高いものから実施させていただくということで、実施させていただきたいと思っております。緩衝帯整備の関係については、地元の同意が必要になるものですから、そういったもの見込みが甘かったということで、大変申し訳なく思っております。申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

森川雄三委員 災害復旧費の関係ですが、75ページの土木施設災害復旧費が1,000万円から減ということなのだが、復旧工事はどこをやらなかったのか。どういうことですか、1,000万円というものは大きいと思うけれど。

建設事業部長 土木費については担当が同席しておりませんので、後ほど説明をさせていただきたいと思しますので、よろしく願います。

中村努委員 57ページの地場産センター負担金についてもう1回確認ですが、地場産センターの職員が辞められたので市から職員が1人出向しているという解釈でよろしいですか。

商工課長 その逆でございます、いま来ている職員は地場産センターに、その後、漆器祭の前ですから去年の5月の末に急遽採用された職員であります。その職員に研修と含めて昨年の10月から、このような状況になりましたので経済対策の支援ということも含めまして、市のほうへ来ていただいております。したがって、市のほうで、派遣先のほうで人件費を負担させていただいているということでもあります。

中村努委員 では、地場産センターでは、変な言い方ですが、人が余ってやっているということですか。

経済事業部長 実は、昨年、課長から申しあげましたとおり、非常に中堅所の優秀な職員が家庭の事情でお辞めになりました、地場産センターのです。したがって、若い職員を採用したのですけれども、まだ大学を卒業して経験も豊富ではないものですから、地場産センターで営業活動をするよりも、むしろこちらへ少し引き取って行政全体、特に商工行政を見て研修を積んで、また返すということで、私どもで預かった次第であります。ところが、できるだけ早めに向こうに返すという予定だったのですけれども、来てもらった所でこういう経済情勢に

なってしまうと、ちょうどいくらか金融のことを勉強してきた彼でありますので、今、融資のことをきちんとやらせて中小企業の経営状況もわかるようにさせてから返そうということで、今、預かっております。

中村努委員 了解しました。

太田茂実委員 非常に細かい話だが、商工課で、大門商店街振興組合というのは2つあるわけですか。

商工課長 失礼いたしました。1つでございますので。

太田茂実委員 それと、これは、問い合わせが、なぜ大門商店街振興組合になっているのですか。

商工課長 商業連絡協議会は、その上にも書いてあるのですが、会長が大門振興組合の浜さんがやっております、事務局的にその部分をとるというような状況でありますので、振興組合のほうで問合せ先、連絡先を書かせていただきました。

太田茂実委員 人口密度から言っても、広丘の支所だとか、そういう問い合わせ先を作っておいたほうが良いのではないですか。大門ばかりでなくて。

商工課長 専任の事務局が、大門振興組合。かつて広丘のほうも振興組合があったのですが、いろいろな事情で振興組合は平成15年の頃解散となりました。したがって、現在、商業連絡協議会のほうは大門のほうで事務局を取りながら運営しているというような状況であります。

太田茂実委員 細かいことにこだわるようだけれど、大門、大門って、人口密度からいけば広丘、吉田のほうが多いのではないかと。問い合わせをいちいち塩尻にはしませんよ。私はそう思います。広丘支所とか、そういうところのほうなじみがある。大門商店街振興組合などと言っても、こちらの人は知りませんよ。

商工課長 先ほどのように専任の人は、要は、いつ電話しても午前10時以降の間は職員が1人いるのですね、振興組合の事務局のほうに。広丘のほうはそういう事務局があれば良かったのですが。

太田茂実委員 広丘支所は手伝わないのですか。広丘支所では手を出さないわけですか。

商工課長 広丘支所は一切手を出さないで、この事業はあくまでもその事務費の中で進めていくようにしております、場所だけお借りするだけなのです。

太田茂実委員 問い合わせです。

商工課長 電話の先としては振興組合ということで、会議所のほうでもお問い合わせはさせていただいておりますので。

太田茂実委員 大門が活性化しないから、私は言っているのです。

商工課長 趣旨は良くわかりました。広丘の支部会とか、広丘の商工会とも話をしながら進めさせていただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。ないようですので、一般会計補正予算につきましては、全ての審査を終えて一括で行います。以上で、経済事業部関係の審査を終了いたします。

続いて建設事業部関係の審査を行いますので、ここで10分間休憩をいたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時50分 再開

議案第9号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

委員長 おそろいですね。それでは次に、建設事業部関係の議案審査を行います。議事進行の御協力をお願いします。議案第9号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

建築住宅課長 それでは、議案関係資料のほうで説明をさせていただきます。議案関係資料につきましては22ページをお願いします。議案第9号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例。1、提案理由。建築基準法の一部が改正（平成19年6月20日改正）されたこと及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月4日から施行されることなどに伴い、必要な改正をするものです。

2、概要。（1）建築基準法に関する事務について、建築物の確認申請及び完了検査の審査に係る区分及び手数料を改め、次の手数料を新たに設けるもの。ア道路位置指定の申請に対する審査手数料、イ全体計画認定の申請に対する審査手数料。（2）租税特別措置法に関する事務について、引用条項を改めるもの。（3）長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務について、手数料を新たに設けるもの。

3、条例の新旧対照表。別記のとおりでございます。

4、条例の施行等。平成21年4月1日から施行するものです。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する改正規定は、同年6月4日から施行するものです。

それでは、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。24ページをお願いいたします。24ページ別表2の関係でございます。これにつきましては、平成19年6月の改正建築法がございまして、この時に審査の厳格化を柱とした改正法が施行されたことに伴いまして、審査機関等によった手数料を改正するものでございます。右の表では、従来、床面積の合計のみで区分していたものを、左の表の改正案のようにア、イのように区分するものでございます。このアにつきましては、塩尻市で確認申請を行っております4号建物、これは木造では2階以下、500平方メートル以下、高さ13メートル以下等の建物でございますけれども、この4号建物で建築士が設計したものにしましては1件6,000円ということございまして、それ以外のもの、ア以外のもののでございますので、建築士が設計しないものにしましては1件1万円というものでございます。以下、それぞれ面積、床面積の合計によりまして、改正内容になっているものでございます。

25、26ページの25ページは2項、法第7条第1項うんぬんと書いてありますけれども、これにつきましては、同様に完了検査に係るもの。これにつきましてはア、イの区分でこのように改正になるものでございます。

続きまして、26ページの下段の所でございます。3項でございますけれども、これにつきましては、位置指定道路申請に対する審査手数料というものでございまして、新たに手数料をいただくというものでございまして、従来、位置指定道路につきましては手数料を徴収せず、審査、検査を行ってまいりましたが、申請内容の審査及び現場検査を要する事務であることから、業務期間に応じた手数料を新たに定めるものでございます。27ページの4、5、6、7、8の下にアンダーラインが引いてありますが、これにつきましては位置指定道路申請に対する審査手数料が新たに加わったことによる号ずれでございます。

続きまして28ページをお願いいたします。28ページの改正のほうの10項でございます。法第86条の8第1項うんぬんでございますけれども、これにつきましては全体計画認定審査手数料を新たに設けて、手数料を定めたものでございます。全体計画認定につきましては、建物を増築等する場合、本来ならば建築物全体について現行法に適合させることが必要でございますけれども、既設建物を現行法に適合させるには資金等の面で課題

が生じるため、全体計画の認定を受ければ確認の許可が下りると。その認定の手数料を定めるものでございます。これにつきましては、1件2万7,000円ということでございます。その下、11、12につきましては、全体計画の認定手数料が追加されたものによります号ずれというものでございます。

続きまして、23ページのほうへ戻っていただきたいと思えます。租税特別措置法に関する事務についてでございます。これにつきましては、第31条の2第2項及び第62条の3第4項のそれぞれに1号が加わったことによる号ずれが生じたものでございます。

続きまして、29ページのほうをお願いいたします。29ページは長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務についてでございますけれども、この長期優良住宅の普及につきましては、生活の基盤となる良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図る上で重要となっているということが背景にございまして、内容的には、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の普及を促進するため、法に基づきまして所管行政庁による長期優良住宅の認定等の措置を講ずるものでございまして、今回は、長期優良住宅の認定に係る事務の手数料を設けるものでございます。

一番左側の1項につきましては、長期優良住宅の法律の第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査というものでございまして、この1項には、1号から6号がございます。

(1)につきましては、1号に掲げる基準に適合すると市長が認める場合とありますけれども、これについては、1号につきましては住宅の構造、設備が長期使用構造であること、こういうことを認定する作業でございますけれども、1号の部分につきましては、法律に基づく認定機関の評価書が添付されれば省略されることができるとございまして、あと2号から6号までについては、市で認定作業をしなければいけないわけでございますが、2号については面積の確保、3号については住環境への配慮、景観等、あと、4号、5、6号につきましては、住宅の維持保全の期間が30年以上とか、資金計画が適切である等々でございまして、添付書が付いて審査が省略できるものについては、1戸建ての住宅とか、建て方の種類がありますけれども、その金額でございますけれども、(2)の(1)以外の場合、これは評価書の添付がない場合は1号から6号までを全て市のほうで認定作業をしなければいけないということで、(1)に比べましてだいぶ高くなっているという状況でございます。29ページは、そういうことで住宅の1戸建てとか、共同住宅の戸数の種類が書いてあるわけでございます。

それから、30ページでございます。30ページの2項でございます。法第8条第1項の規定による認定を受けたと書いてありますけれども、この2項につきましては、認定を受けた長期優良住宅の建築等計画の変更があった場合の手数料ということございまして、アにつきましては評価書が添付されているということございまして、イに比べまして手数料が安くなっているということでございます。

それから、3項の法第9条第1項の規定による譲受人をという、この区分でございますけれども、これは業者が住宅を造って売った場合、買った人が住宅の維持保全の方法、あるいは期間、また住宅の維持保全に係る資金計画、また、法人が共同して維持保全をするものの氏名等、そういう変更がある場合の申請に対する審査ということございまして、これが2,000円でございます。

4項につきましては、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者がその計画を継承する場合の申請の審査ということで、これも1件2,000円でございます。

31ページの備考でございますけれども、備考の1につきましては、これは1つの敷地内に2つ以上の棟が含まれている場合には、それぞれの棟の区分に応じて納付するというところでございまして、これは、この表の1項でございますので、29ページの部分になります。これで、例えば29ページのほうで、1戸建ての住宅、例えば1戸1万8,000円とありますけれど、同じ敷地内に1戸建ての住宅が2戸あれば、3万6,000円の手数料がいるということでございます。

31ページ備考の2でございます。

白木俊嗣委員 少し良いですか。説明してくれても、何戸だ、何戸だと言っても、少しも私たちはわからない。もう少しわかるように説明してくれないか。ただ聞いているだけで全然わからない、言ってることが。もう少し簡単に、かいつまんでこういう改正だということを言ってもらわなければ、少しもわからない、聞いただけでは、皆さんは専門家だからわかるから良いけれど、頼みます。

委員長 ということでお願いします。素人にもわかるように。

建築住宅課長 備考の1番につきましては、要は、1つの敷地内に2つ以上の棟がある場合は、それぞれの棟について手数料をいただくということでございます。

備考の2番でございますけれども、2番については長期優良住宅の計画の認定に合わせまして建築確認の申請を申し出ることができると。その認定作業と建築確認の審査を両方一緒にできるということでありまして、この場合、建築確認の手数料はいただけると、そういうことでございます。

3番でございますけれども、30ページの2の項の場合でございますけれども、これは変更の場合でございますけれども、変更の場合の手数料はそれぞれの区分の手数料を徴収できるという内容でございます。以上です。

委員長 質疑を行います。質問ありますか。

森川雄三委員 聞いていても素人はわからないけれど、これによって市が、手数料がどのくらいふえるのかということ。それと、市としてどのくらい費用がかかるのか。その効果というか、その辺のバランス関係というのはどういう状態になるわけですか、これによって。

建築住宅課長 収入は、まだ平成20年度が終わっておりませんが、平成19年度と比べますと約100万円くらいふえると試算しております。建築確認のほうの手数料が上がるものですから、それによると100万円くらい上がるということでございまして、市のほうの負担ということになりますと、現人数でやっていけるということでございますので、変わりはないということでございます。

森川雄三委員 政令と言うか、国の制度だから、これはこうやっていかなければいけないだろうけれども、この時期に来てまた、せっかく家が建ったが今までよりさらにこういう確認事項で手数料を余分に取られるなどということ自体が、少し変だなあという思いもするのですが、これも国の押し付けのような。どこが、最終的にはこれによって、建築屋さんがもうかるのか、一体どこがもうかるのですか、これは、単純に、これをやったおかげによって、その辺はわかりますか。

建築住宅課長 もうかると言うか、建築基準法が改正になって審査が厳格になったということで、もうかると言うか、建築物がより安全な建物になるということになります。

森川雄三委員 姉齒の問題があったりして、きっとそういう関係からしっかりとしたものを建てろということも良いのでしょうかけれども、100万円程度なら、市が手数料がいっぱい入ったなどという思いはないと思う。

逆に、ここについては今までどおりにして、建物をしっかりいっぱい建ててもらったほうが良いような気がするが。意見です。良いです。

太田茂実委員 そもそも、一番わかりやすく、長期優良住宅というのは、簡単に言ってどういうことですか。

それから、もう1つ、審査期間が、以前は例えば木造の場合は1週間とか、特殊建築物は21日間とかあったが、それはどうなっていますか。その2点について、教えてください。

建築住宅課長 長期優良住宅というのは、それまで200年住宅とよく言われていて、200年住宅を長期優良住宅というような。

太田茂実委員 それはメーカーが言うのだ。

建築住宅課長 いえ、そういうことを言っていたのですけれども、法律の上で長期というのは何年ということでは定められてはおりませんけれども、ただ、住宅の維持保全が30年以上良好な状態で保つということで、その30年以上をサイクルで行って長くもつということなのです。

建築指導係長 今回、今、課長のほうから話がありましたけれど、長期優良住宅の普及に関する法律。こちらにつきましては、6月4日施行ということで国のほうから出ております。長期優良住宅の審査の関係について、答えになっているかわかりませんが、メリットといたしまして、今回、住宅ローン減税の関係がメリットとして長期優良住宅が認定されますと、メリットが受けられると言う中身になっております。現在、一般住宅ではローン残高に対しまして所得税から1%というような控除が受けられますが、これが1.2%になりますという形になってまいります。それと、先ほどから話がありましたが、審査期間につきましては、現在も平成19年6月20日と同じ、木造につきましては7日、それ以外は21日という形で変わりございません。

太田茂実委員 審査期間は変わらないようですが、長期優良住宅というのは、わかりやすく言えば、どういう所が違うのだということですか。

建築住宅課長 まず、構造躯体の耐久性とか耐震性、そういうものとか、審査項目ですけれど、それが基準にあっているかということと、内装設備の維持管理の容易性ということ、要は、長期に使うものですから世帯構成が変わったりすると、間仕切りしたり、中の構造が簡単に変えられるような構造になっているかと。あとは、省エネルギー性の確保、それと、面積の確保ということで、戸建ての場合は75平方メートル以上。あと、住環境への配慮ということで、景観に対して調和が取れているか。それと、住宅の維持保全の期間が30年以上できるかと、そのような。あと、資金計画が適切であるか、そのようなことが審査項目になっていて、それが基準に合っていれば長期優良住宅ということで認定されると。

太田茂実委員 そうすることで、構造的に、あるいは内外装ですね、あるいは基礎、そういったものが基準にはまっていれば長期優良住宅ということになるのかと思うのですが、問題は、それをチェックするスタッフが、信頼はしているけれども、その期間を越えてしまうと、逆に言えば、消費者からふかれてしまうわけだ。短い期間でそれをチェックするということは、私はむしろ、役所は手数料はたくさんもらうかもしれないけれど、大変だなあというふうに思うわけです。その辺を十分勉強していただいて、一日も早く確認が下りるように、そのことをお願いしたい。以上です。

白木俊嗣委員 確認申請のチェックだと言うけれど、それを全部やるわけですか、申請が出たものは、

建築住宅課長 最初に言った構造躯体の耐久性とか耐震性、あと、内装設備の維持管理の容易性とか、変化に

対応できる空間の確保とか、省エネルギー性能の確保、それについては、認定機関の評価書が添付されていれば、その部分については省略されるということなものですから、もしこれが付いていなければ、市のほうでやらなければいけないということで、29ページの表の(1)以外は高くなる。そのようなことになります。

白木俊嗣委員 だけれど、そのようなものは申請の段階で出て、実際にそれが使われているかどうかなどということは確認できないではないですか、その時点では。今まで確認申請でも、皆さんでやるようになったかどうか知らないけれど、今まで県の場合などは申請出しても絶対に見に来ない。見に来ないで、ただ書類だけだから、書類にそのようなものを添付だけしておけば、優良住宅として認めるのかどうか。それで、そういうものを見ると、長期優良住宅だと言えば、手数料なども下がるものかと思ってみたら、今度はみんな上がっているではないですか。では、何のためにそのような長期優良住宅だとか、そのような名前を付けたのか、その辺が理解できない。

建築住宅課長 長期優良住宅については、今回新しい制度でございまして、審査の認定は国のほうで基準、マニュアルというかそういうものが決まっています、それに基づいてチェックするというので、ただ、金額が高いというのは、やはり耐久性とか耐震性とか審査する項目が多くなってくるので高くなっています。

白木俊嗣委員 審査すると言っても、市の職員だって専門で資格を持っていてやっている人がいれば良いですよ。中で異動になっていて、職員がただ出たものを見て本当にチェックできるかどうかだ。それと、実際に建ったものを行って全部確認すれば良いですよ。確認なんかできないと思う。そういう時にどういう対応をするのか。

建築住宅課長 審査については、塩尻市限定ということで建築主事がありますので、建築主事の責任でそれは審査ということで。完了検査も、今、完了検査の届けが出てくれば、現地へ行って検査をしております。

白木俊嗣委員 全部しているわけですか。

建築住宅課長 出たものについてはやっております。

建設事業部長 うまく整理できていなくて申し訳ないので、少し補足をさせていただきたいと思いますが、今回新たに設けられます長期優良住宅の関係につきましては確認の審査とは全く別物でございまして、確認申請につきましては、塩尻市で確認が下ろせるものは7日以内ということになっています。それと、確認とこの部分とは全く別物ということは、確認の7日という期限は長期優良住宅の審査の時には期限はございませんので、見られる範囲の中で見ていくというのが1点です。これが一番大きな部分でございまして。

それと、技術者がうんぬんというような部分もございまして、塩尻市も限定ではございまして、今、課長が申しあげたとおり、特定行政庁として建築主事を置いて審査をしておりますので、その技術の部分の中で十分に審査はできるものという具合に判断をしておりますので、よろしく申し上げます。

それから、この長期優良住宅の認定を受けることによるメリット。これは、融資制度その他の部分の中での当然メリットもあるということで、全てがこれを取らなければいけないということではございませんので、これだけの手数料をかけながら、なおかつ融資制度等のメリットを受けようと、そういう方については申請をしてくださいますと、そういった状況の部分にもなりますので、一概に確認はどうしても取りなさいという部分ですが、長期優良住宅についてはそういう部分ではございませんので、その辺の判断を施主の皆さんにお願いをしていくといったスタイルになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

白木俊嗣委員 もう1回。完了した時点で確認申請が出た時の書類と違うような場合、そういう場合にはどう

するわけですか。

建築指導係長 今、部長がお話したように長期優良住宅につきましては、所得税の減税の關係に役立てるためのものということで審査をいたします。今、委員の御質問にありました完了検査等につきましては完了検査へ行くようにしておりまして、違ったものについては是正措置、また、計画変更等の処置を取るようになっているとこ
ろでございます。

白木俊嗣委員 そうすると、税額控除などはその時点で申請して受けているのですよね。それをさかのぼって修正なり何なりの指導をできるわけですか。

建築指導係長 この法律は、6月4日からの施行ということで別の法律となっておりまして、この法律におきまして罰則規定というものがございます。虚偽の申請等を行った場合につきましては罰則が講じられるということがありますので、私どもとしては虚偽の申請はないと思っております。

中村努委員 法律改正に伴う条例改正ということなのだろうと思うのですが、こういった条例は全国市町村、どこも同じような改正を今回するのかということと、この手数料も何か決まりがあって全国統一的なものを基にしているのか、その辺を教えてください。

建築住宅課長 時期の差はありますけれども、全国でこういう改正はやっております。それと、手数料の金額でございますけれども、塩尻市の場合は限定特定行政庁ということで、先ほど言った2階以下の500平方メートル以下とか、そういう小さいものに対しては市で確認申請をやるのですけれども、例えば、そういう所がない大町市さんとか、そういう所は県でそういう部分をやるものですから、県のほうでこういう手数料を変えるものですから、市のほうもそれに準じて建築基準法の手数料については準じて改正したというものでございます。

中村努委員 では、県によっては違うということですか。

建築住宅課長 県によっては差はあります。

永井泰仁委員 私、よく記憶していないが、この関連で。手数料はこういう具合に変更するのですが、今度、大きな構造物を施工する場合に構造計算だか何かチェックのできる一級建築士がいなければ、請負が何か難しくなるようなことを、少し記憶しているのですが、部長、わかりますか。6月からそういう構造計算の。

建築指導係長 平成20年11月28日に建築士制度、建築士法の改正が行われまして、構造設計一級建築士と設備設計一級建築士というものが、制度としてそういった建築士を使わなければいけないという形のものできております。その關係につきましては、うちの4号関連には該当がないものですから、詳しい所は勉強してないのですけれど、今、パンフレットのほうを見る中におきましては、構造一級建築士による設計への関与が義務付けられる建築物というものがございます。詳しく、細かく書いてあるものですから、ここではあれですけど、よろしかったら後ほどパンフレットを。

永井泰仁委員 聞いているほうもわからないから、いいです。

委員長 それでは、よろしいですか。ないですね。ないようですので、塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり認めることに意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第9号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第10号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

委員長 次に進みます。議案第10号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

都市づくり課長 議案関係資料の32ページで御説明を申し上げたいと思いますので、お願いいたします。10号議案ということで、塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例。

1、提案理由でございますが、小坂田公園フィールドアスレチック施設の廃止に伴い、必要な改正をするものです、ということでございます。

概要につきましては、2番ですが、有料公園施設及び使用料の規定から小坂田公園フィールドアスレチック施設を削るというものでございます。この内容につきましては、昨年の6月6日になりますが、フィールドアスレチックの点検を業者のほうへ委託して行った所、昭和56年に開設したこの施設、27年余がたっているわけですが、使用に耐えられない施設が20施設のうち14施設ということで、点検の結果、その報告がされております。また、国においても安全対策について、昨年、指導制度が出ておりまして、そういうことも含めながら昨年、点検を行ったということでございます。そういうことで、安全に使用できる施設が6ということになりまして、この結果、フィールドアスレチックの施設を条例から削除し、施設の撤去を行うということで条例改正をお願いするものであります。

3番といたしまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思いますが、左が改正案、右が現行になりますが、右側の別表第1、有料公園施設の名称。このアンダーラインを引いてあります該当施設、これについて削除を行うものでございます。次に、別表第2ということで、これは使用料ですが、次のページにまいりますが、フィールドアスレチック施設の使用料に関しての規定、これについて削除を行い、以下、5、6、7、8番、これについて1つずつ繰り上げるというものでございます。

4番でございますけれども、条例の施行については、平成21年4月1日の施行を予定しているものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑を行います。委員より質問ありますか。

牧野直樹委員 小坂田のフィールドアスレチックはたぶん公認コースだったと思うのですが、以前は毎年毎年計画的に施設の器具の点検というものを、計画的に修繕を加えて使えるようになっていた。それが、いつから使えなくなってしまったということですか。

都市づくり課長 昨年の6月6日でございますけれども、国土交通省のほうから安全対策の指針ということで、よりしっかりした安全点検を行うようにという、そういうことの指示があったと。それに基づいて、市として昨年の6月6日に名古屋の専門業者のほうに点検を委託して、その結果、20施設のうち14施設が使用するに耐えない、危険性があるという判断がされたという経過でございます。

いつからということでございますけれども、補修等については毎年必要に応じてやってきていると思いますけれども、耐用年数自体が、メーカーで言いますと、おおむね10年から15年が標準的な使用期間というようなことが示されておりまして、今回、塩尻市の施設については27年を経過しているということの中で、そのように補修に耐えない状況になってきているということで、今回、廃止をしたいということでございますのでお願ひします。

牧野直樹委員 補修に耐えないのはわかったのです。一斉に調査したら補修に耐えないものがあった。そうではなくて、毎年調査をして作り直しているのですね、どんどんと、2基なり、1基なり、計画的に。予算書を見てもらえばわかるけれど、過去には何百万円とかけて1つの器具がだめだったら、そこに補修をして取り替えてきているのです。そういうものをいつからやらなくなったのかと聞いている。というのは、たぶん都市計画へ行ったり、体育施設へ行ったり、この施設全体があっちへ行ったりこっちへ行ったりしているうちに、そういうことを見落としてやらなくなったのではないのかという話です。それは非常にまずい。これだけすばらしい施設があって、簡単に耐用年数がだめになったから取り壊して止めるということは、少し簡単過ぎはしないか。私もそういう思い入れがあるから、ここで少しお聞きしたいという。課長が言うことはよくわかるのだけれど、非常に残念です。だから、都市計画で行ったり。

副市長 よくわかります。牧野委員さんも担当されたので、たぶんそういう思い入れがあると思いますけれども、このフィールドアスレチックというものができた当時は、協会がしっかりしていて、確か、こういうような遊具とかで1つのあれがあったようですけれど、その後、協会がなくなったようで、その辺のところでは少しどうかかなということで検討してきました。議会でも、確か、説明をしまして、補修してやっていくのが良いのかどうかという検討の中で、もう相当古くなっているのでもう撤去させてもらいたいということで、確か、撤去費をお願いして撤去をさせてもらったので、条例のほうも直していきたいと、そういうことでございますので。補足があったら。

建築指導係長 私が話して良いのかどうかわかりませんが、以前私もスポーツ振興課にいたときに、フィールドアスレチックを担当させていただきまして、牧野委員がおっしゃるとおり、日本フィールドアスレチック協会公認ということが書かれていまして、それでやっておりました。ただ、私もその後調べさせていただき、いろいろやったのですが、どうも日本フィールドアスレチック協会という会社でありまして、公認という形が果たしてそれで良いのだろうかという疑問が出てまいりまして。電話連絡等、忙しい中でやってきたのですが、最終的には電話連絡が取れない状況が続いておりました。後の説明につきましては、副市長がおっしゃったとおりです。

太田茂実委員 有料公園施設の管理は、予算を調べてみるとパターゴルフが21万2,000円、ゴーカートが48万円というようなことで、マレットゴルフ場がやはり40万円です。この予算で、どこへ委託して管理しているわけですか。シルバー人材センターですか。

都市づくり課長 管理についてはシルバー人材センターのほうへ管理を委託しております。

太田茂実委員 特にマレットゴルフ場については山坂で、高齢者はもう上がっていけない。だから、利用者が減ってしまうわけです。そこに、シルバー人材センターに委託すると、2人、3人毎日いて、どれだけ払っているか知らないけれど、ものすごくコストがかかっていると思う。だったら、管理方法というものを考えるか、もう少し緩やかにしてもらおうか、してもらわないと。その辺をどう考えるかということ。

それから、もう1つは、北部公園のテニスコートです。これの管理者は誰がやっているのですか。その2点をお願いします。

都市づくり課長 スポーツ施設の管理ですね。これについてはスポーツ振興課のほうで管理を、現在しております。

太田茂実委員 違うのではないかと。だから、今、マレットのことを聞いている、2つ聞いているのです。答えられなければ、答えなくていいが。コストはどのくらいかかっているのですか。

都市づくり課長 マレットの。

太田茂実委員 コストがいくらかかっているかということ、管理費が。

都市づくり課長 スポーツ振興課で、今。

太田茂実委員 そうですか。

建設事業部長 マレットの部分、それから北部公園のテニスコートからグラウンドもそうですが、スポーツ施設につきましてはスポーツ振興課のほうで、使用の受付等含めて、スポーツ施設ということでの管理を今後もしていくということをお願いいたします。

委員長 よろしいですか。

太田茂実委員 それでは、担当しないということですね。

建設事業部長 済みません、どうも舌足らずのようで、申し訳ございません。小坂田公園、それから北部公園等の関係につきまして、公園全体というとらえ方の部分の中では、これも一本化して都市づくり課のほうで4月1日から管理をしようということ今、進めております。ただし、そこの中のスポーツ施設に限っては、やはり利用団体等の関係もあつたりするものですから、スポーツ施設に関してはスポーツ振興課のほうで使用の受け付け等を含めながら管理をしていく。そういった状況でございますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかにありますか。なければ都市公園条例の一部を改正する条例につきまして異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第10号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第13号 市道路線の廃止及び認定について

委員長 次に、議案第13号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

都市づくり課長 議案関係資料の39ページをお開きいただきたいと思います。議案第13号市道路線の廃止及び認定についてということで、1番提案理由でございますが、市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条題3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2番概要でございますが、1路線を廃止し、新たに3路線を認定するものでございます。(1)番ということで、県営畑地帯総合整備事業に伴うものということで、図面の、次のページ40、41ページを御覧いただきたいと思います。この畑総の事業で整備をするということの中で、県道の上今井洗馬停車場線、これに隣接する部分。この部分について、左側は一部廃止をし、右側41ページですが付け替えをするというものでございます。あわせて一部工事を県営畑総のほうで行うということに伴いまして、廃止及び新たな認定を行うというものでございます。これが(1)番でございます。

続きまして、39ページへお戻りいただきたいと思います。(2)番ということで、開発事業に伴うものということで、2路線ですが認定をさせていただきたいというものでございます。これにつきましては、図面の42ページをまず御覧いただきたいと思います。これは市営球場の北側の民間開発に伴います延長42メートルの道路、これについて市道認定をかけていくというものでございます。

続きまして43ページのほうになります。これは牧野になります。牧野団地の北側になります。これはすでに開発がされていた区域でございますが、道路用地について市への寄附の手続きが整いましたので、この部分について310メートル、市道認定をかけさせていただきたいという2案件でございますので、よろしくお願いいたします。

これに伴いまして、39ページでございますが、トータルの市道認定延長は一番下に書いてございますが、約885キロメートルです。これが市道認定延長となるものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑を行います。委員より質問ありますか。

太田茂実委員 この認定の民間地は、2.3メートルの道路でも認定しているわけですか、幅員が。

都市づくり課長 この道路につきましては、付け替えということで考えておまして、現況の幅員2.3メートルということですが、今回整備する部分については付け替えで整備をするのですが、幅員で3メートルになります。これはあくまでも既存の道路、認定基準以前の道路の付け替えのタイプということの位置づけの中で、市道認定をさせていただきたいという考えでございます。

太田茂実委員 将来的に困るのではないですか、こんなものを認定していったら。前から言っているけれど、どうして幅員例えば4メートルに、見れば畑地帯だけれど、ならないのかね。用地買収というか、用地取得くらいはしておかなければ。

都市づくり課長 確かに委員がおっしゃるとおり4メートルという認定基準に基づいて私たちもやっておりますが、これは県営畑総の事業として市道の付け替えをお願いしたいということ。それと、農道基準の中で3メートルという基準がございまして、それに基づいて県営畑総のほうで整備をしていくということでございまして、あくまでも既存の道路の機能の付け替えという判断のもとに、今回については認定を、再認定を一部付け替えということの中でさせていただきたいということをお願いをするものでございますので、よろしくお願いいたします。

太田茂実委員 お願いと言えばお願いだけれど、用地取得くらいしておかなければ、畑地帯なのだから、それはできると思うけれど、すれば。みんなこれでやっていってしまう、地元要望だとか。おかしいと思うよ。

委員長 答弁がいらいますか。

太田茂実委員 やらないと言えば、仕方ないけれども。そういう努力をするという気持ちを、ぜひ見せてやってください。

中村努委員 今の所の付け替えということですが、そもそもなぜこれを付け替えなければいけなくなったのか、理由を教えてください。

都市づくり課長 御覧をいただきたいと思います。図面の所、西側に道路がございまして、上今井洗馬停車場線と今回市道再認定をする部分の付け替え。ここの交差点が今まではずれていた部分、これを、同じ位置に交差点をもってくるということで、こちらのほうへ付け替えをさせてもらいたいというようにあったということでございますので、交差点処理の問題と考えて、このような形に付け替えをさせていただきたいということでございます。以上です。

太田茂実委員 例えば、開発業者が用地開発をする時には最低横幅4メートルとか、あるいは側溝なりを含め

て4.5メートルとか、そういう厳しい規定があるわけです。そういう人にはきちんとしておいて、自分たちの市道認定の時にはそのまま認めてしまう。これは、今後やはり改めて欲しい。こういう畑の場合には、用地も取得できるわけですよ。

委員長 いいですか、答弁は。ほかにありますか。

白木俊嗣委員 その裏の4230という道路、その次の市営球場の所の道路。こういうものは途中で止まらないうで、真っ直ぐつなげることはできないものですか、こういう所は。正直言って、ここは区画整理でつぶれる所で、ましてこういう開発をしてしまうと、後々またこういうものが残っていつてしまうのですね。できれば、道路から道路まで1本の線で認めていくようなことをしていかなければ、もしどうしても家を建てる都合が必要であつたら、別のほうへ道路を開けて、それを横道で通るとか、何かしていかなければ、最終的には道路でまた泣かなければいけなくなると思うのだけれど。申請が出てくれば、皆さんはいや応なしにこれをみんなやるわけですか。

都市づくり課長 白木委員さんのおっしゃるのは、私たちもその方向性で指導していきたいということで考えておきまして、ここの事例については市道認定基準にあっているということの中で、今回お願いしたわけですが、過去において保育園の西側の開発道路を整備する場合、それから前田産業の南側に、ある会社が約9,000平方メートルほどの開発をする時、これについては、当時、コの字のような開発計画を出してきたわけですが、あくまでもやはり既存の東西の道路と直線で結んで欲しいということで、開発が絡んだ場合については、私たちも道路管理者として意見を申しあげ、そのように努力してきているつもりですが、今回の案件については開発行為が絡まず、普通の一般の建築をされるということで、今の規制の中ではこの道路を新たに市道から市道までつなげるという指導ができないという現状の中では、ロータリー、回転広場を造って、今の市道基準にのっとった形の中で、今回は市道認定をさせていただくということでお願いをするものでございます。決してこれでベストだというように考えているものではありません。そういうような形の中で、この地区についてはできる限り道路の整備を、開発行為に伴うものについては特に、計画的に、利便性のある道路にしていくように指導をさせていただきたいなというふうに考えている所であります。よろしくお願ひいたします。

白木俊嗣委員 それで良くわかったけれど、こういうものは市道認定をしなくても良いから、開発道路だと言って業者たちが開けた場合には、それが4メートルなり何なりの基準をもっていけば、道路として認めざるを得なくなってしまう。要するに、市道としての認定をしなくても、道路として使うということですね。

委員長 よろしいですか。答弁がなくてもいいですか。

白木俊嗣委員 いいです。

委員長 ほかに意見ありますか。なければ、議案13号市道路線の廃止及び認定について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第13号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号 平成21年塩尻市一般会計予算中 8款土木費（4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務諸経費を除く）、11款災害復旧費

委員長 もう少し進みたいと思いますので、議案第14号平成21年度塩尻市一般会計予算中、土木費、災害復旧費を議題といたします。説明を求めます。

都市づくり課長 予算書の238ページから御説明をさせていただきたいと思います。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、これから御説明をさせていただきたいと思います。人件費とか通常経常経費等については省略をさせていただきたいと思いますが、説明の丸3つ目の土木総務事務諸経費5,423万1,000円、これについて御説明をさせていただきたいと思います。この中の中段より下の部分、道路賠償責任保険料ということで131万4,000円。これは、市道等における事故等が発生した場合の補償を行うための保険料ということで、これは全国市有物件災害共済会、ここと委託を行っていくということでございます。

その次に、統合型GIS共用空間データ作成業務委託料4,213万8,000円。これにつきましては、予算案説明資料の45ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうで御説明申しあげますが、これにつきましては、建築基準法の改正に伴いまして平成20年度より指定道路図、それから調書の作成等を進めてきているものでございまして、平成21年度におきましては、最終年度ということで、指定道路図と調書の作成業務を完了していきたいということで、3,723万8,000円がそれに係る費用でございます。

それから、もう一つ、都市計画基本図修正業務委託料ということで、これは2,500分の1の都市計画図、これは毎年継続的に修正をしてきているものでございますが、この修正ということで490万円をお願いしたいというものでございます。これは、現在、図面をデジタル化してきております。現在までに、平成20年度までに約34図画、面積にして102平方キロメートル、約ですがデジタル化してきてございます。このデータについても、指定道路図の作成においては、この基本図等を使ってまいりたいと、使用してまいりたいというように考えております。

予算書の239ページにもう一度お戻りいただきたいと思いますが、その下の街区基準点復元等委託料15万円でございます。これは今年から出てきたものでございますが、国において測量の基準点となる街区基準点を設置したということ、これについては前に御説明をしてあるものでございますが、これが道路上にあるということの中で、破損した場合、紛失した場合等にこれを復元しなければならないという市のほうに義務がございます。それがあつた場合に対応するための費用ということであります。基準点等につきましては、市内に829点、国から移管を受けたものがございます。

その下、道路関係台帳等の管理委託料ということで649万2,000円。これについては、申し訳ございませんが、説明資料の同じく45ページのほうを見ていただきたいと思いますが、その内訳でございますけれども、道路台帳の管理委託、道路台帳を作成するための管理委託、これが498万円でございます。それから、先ほど申しあげましたが街区基準点、これを平成20年度においてシステム化してございます。これの保守点検委託料ということで151万2,000円、合わせまして649万2,000円をお願いするというものでございます。

交通担当課長 続きまして、1枚めくっていただきまして241ページを御覧いただきたいと思います。2目の交通安全対策費です。丸の2番目、交通安全対策事業諸経費でございます。2,318万1,000円でございますけれども、3つ目の長野県民交通災害共済会費徴収報償金ということでございます。現在、平成21年度の会員募集のとりまとめを行っている所でございますけれども、各区の取りまとめ会員数1人当たり30円に対しまして、各区へ報償金という形でお支払いする額でございます。123万円でございます。それから、下のほ

うに行きまして、下から4つ目になりますが補修用資材でございます。道路の白線の補修用の材料費ということで、ペイントとかシンナーの購入費でございます。

続いて塩尻市交通安全会議負担金1,546万6,000円でございます。これにつきましては、交通安全会議の職員ということで、交通指導員4人がございますが、こちらのほうの給料関係、事務費関係、それから交通安全の活動推進事業費の関係等で、1,546万6,000円の負担金を計上してございます。

続きまして塩尻交通安全協会補助金ということでございますけれども、305万円の補助金の計上でございます。

続いて、交通安全施設整備事業でございます。交通安全施設設置工事費ということで1,700万円でございます。ガードレール、カーブミラー、白線の補修等の費用でございます。

1枚めくっていただきまして243ページ、3目の輸送対策費でございます。輸送対策事業ということで7,750万6,000円でございます。中段より少し下あたりになりますが、高速バス停車場清掃等委託料でございます。野村の駐車場、みどり湖の駐車場、そちらのほうの清掃委託ならびに車両の管理等をシルバーへ管理委託をお願いするものでございます。59万6,000円でございます。

それから、地域振興バス運行委託料でございます。7,204万6,000円でございますが、現在運行の10路線につきましてはの運行委託料ということで、松電運行路線分が5,183万8,000円、大新東分の運行委託料が1,940万4,000円、それと、平成21年度につきましては全路線の検証、見直しを行う関係で、市民意向調査等の費用ということで80万4,000円で、合わせて7,204万6,000円ということでございます。

続きまして、奈良井駅の管理業務委託料でございます。奈良井駅舎の管理業務を、今回、11万円の定額で12カ月分ということで、132万円をお願いしたいというものでございます。

続いて、小野駅の業務委託負担金でございます。小野駅舎の管理業務等でございますが、これにつきましては、辰野町と2分の1ずつの負担でございます。73万2,000円でございます。以上です。

都市づくり課長 続きまして1目の道路橋梁総務費について御説明をさせていただきたいと思っております。説明の丸の3番目でございますが、道路橋梁事業諸経費ということで122万9,000円でございます。これは、国道、幹線道路等の整備促進協議会等14団体への負担金ということで、今回、お願いをするものでございます。以上でございます。

建設課長 2目の道路維持費につきまして説明いたします。説明欄の道路維持諸経費の中で主だったものについて説明させていただきます。臨時作業員賃金でございますけれども、道路上の支障木の伐採、路肩の草刈り作業等になりますので、お願いします。その下のほうに電力使用料、営繕修繕料がございます。これは街路灯の電力使用料です。

中ほどから下に委託料でございますけれども、清掃委託につきましてはシルバー人材センターに道路の路肩の清掃を委託しております。街路樹のせん定でございますけれども、これは高木等のせん定をシルバー人材センターは高所作業ができませんので、そういった部分を委託しております。維持補修作業の委託でございますけれども、これは排水ポンプの関係の調整を委託するものです。重機の借上でございます。道路の土砂撤去等のためのものでございます。冬場の除雪もございますけれども、冬の状況によりましてその分の補正をまたお願い申し

上げます。

維持応急工事でございますけれども、舗装補修等の応急的工事でございます。補修用資材は、アスファルト等の資材を購入するものでございますけれども、中に融雪材も含まれます。これも重機借上と同様に冬の不足分をまた補正をお願いを申し上げます。その下の除雪協力助成金でございます。区民が実施していただいております機械除雪の協力費を実績によりお支払いをするものでございます。一番下の支障物件移転補償費でございますけれども、改良工事に伴う電柱移設等の移転補償費でございます。

それから、工事費がございませんけれども、後ほどさらに補正のほうで説明させていただきませうけれども、前倒しの執行ということで、3月補正分に計上させていただきたいと思っております。6,300万円でございます。

次のページをお願いいたします。道路の新設改良でございます。この道路新設改良は、補助、単独、起債事業を合わせて計上されております。主な内容につきましては、予算案説明資料の46、47ページをお開き願います。この説明資料の中で道路新設改良事業の欄で、上の丸ポツ地域活力基盤創造交付金事業というものがあります。これは今までの地方道路整備臨時交付金事業の名称が変わったものでございます。国の道路財源の見直しに起因するものと思われまうけれども、補助率等の変更はありません。平成21年度は、ここにございますように奈良井の川岸線、それから堅石通学線2カ所の整備、それから駐車場の整備を予定しております。川岸線につきましては、いよいよマキヤ沢橋の上部工に着手してきています。それから、駐車場の整備にも着手しております。

下のほうの地方特定道路整備事業です。下の丸ポツでございますけれども、95%の起債借り入れによってこの3カ地点を整備するものでございます。事業進捗状況の表の路線名が小さくていけません、右側の47ページでございます表の上の路線名の字が小さくて申し訳ございません。広丘東通線(野村・吉田地区)でございます。この欄内の事業年度、平成21年の終了になっております。これは誤植でございます、平成22年の終了に訂正をお願いします。大変失礼いたしました。この後ですけれども、エプソンの松塩清和荘の西側のS字カーブ、この街道を野村方面に向かって行かう予定です。平成21年度終了、平成17年度から21年度になっておりますが、平成22年度終了に訂正をお願いします。その下、真ん中ですけれども、これも字が小さくて申し訳ございません。広丘西通線の一部になっております。塩尻北部公園の進入道路の工事。これは平成21年度に終了する予定でございます。その下の西条線につきましては、家屋移転、用地取得等に要する経費をお願いするものでございます。

このページの表の下のほうに、事業内容の所に、道路新設改良事業(生活道路整備)がございます。工事の1億10万円、工事費がございますけれども、この中に、先の本会議の議案質疑で中原議員から質問をいただきました舗装改良工事、これも7,700万円が含まれております。その下の吉田原通線、吉田原通線長者原踏切の関係でございます。この測量試験費600万円につきましては平成21年度内に全体計画を立てまして、JRとの協議を経まして、平成22年度からの国の補助金採択を狙うものでございます。その下の原新田野村通線の側道付け替えでございますけれども、これは八十二銀行の広丘支店の移転予定地の条件整備を行うものでございます。以上が、道路新設改良事業費5億3,600万円余の内容でございます。

次の248、249ページの街なみ環境整備事業でございますけれども、説明資料47ページにありますように、これは平成16年度から始まっておりますけれども、奈良井宿の歴史的街なみの修景舗装工事でございます。平成21年度をもって完了をいたします。

その下に舗装改良費がございます。先ほど道路新設改良のほうに組み入れて説明させていただきました。こちらがそうであります。本会議で部長が答弁いたしましたけれども、新設改良に統合した理由でございますけれど、一昔前は舗装改良5カ年計画というような長期計画を立てまして、今年度は市道の舗装率をどれくらい伸ばすというような、そのような目的をもってやっていました。最近、舗装新設改良で、新設工事そのものが極端に減ってきておりまして、逆に改良費のほうが舗装費より下回っております。そのような状況でございます。舗装と道路改良の複合工事のほうが多くなってきている。舗装をしながら、どういうふうにやっていくか。そのような例も多くなってまいりましたので、平成21年度から改良費と統合することで合理的な予算執行を図りたいということでございます。

その次、河川費でございますけれども、河川改修事業は、継続して沓沢川の改修工事に取り組んでいます。沓沢川の工事は平成21年度の完了を予定しております。他は維持関係の経費です。以上でございます。

委員長 ここで、河川費までで本日は終了いたします。後は、明日10時から質疑を行いますので、よろしくお願いたします。そういうことで、きょうはこれで終了いたします。どうもお疲れ様でした。

午後 5時 8分 閉会

平成21年3月10日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 五味 東條 印